

# 令和3年塩尻市議会9月定例会

## 予算決算常任委員会会議録

○日 時 令和3年9月17日（金） 午前10時00分

○場 所 第一・第二委員会室

### ○審査事項

議案第1号 令和2年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第2号 令和2年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第5号 令和2年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第6号 令和2年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第3号 令和2年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第4号 令和2年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

### ○出席委員

委員長	中村 努 君	副委員長	篠原 敏宏 君
委員	牧野 直樹 君	委員	樋口 千代子 君
委員	赤羽 誠治 君	委員	平間 正治 君
委員	小澤 彰一 君	委員	中野 重則 君
委員	横沢 英一 君	委員	西條 富雄 君
委員	青柳 充茂 君	委員	金子 勝寿 君
委員	山口 恵子 君	委員	古畑 秀夫 君
委員	丸山 寿子 君	委員	柴田 博 君
委員	永田 公由 君		

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

### ○議会事務局職員

事務局長	小松 秀典 君	事務局次長	小澤 秀美 君
事務局係長	酒井 千鶴子 君	事務局主事	小林 貴裕 君

午前9時58分 開会

○**委員長** 皆さん、おはようございます。ただいまから9月定例会予算決算常任委員会を開会いたします。本日の委員会は委員全員が出席しております。昨日に引き続き、議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただき、発言に際しては必ず、マイクを使用してください。1時間を目安に10分程度の休息を入れますが、入退出は自由に行ってください。

---

### 議案第1号 令和2年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について

○**委員長** それでは、10款教育費1項教育総務費212ページから、4項幼稚園費237ページまでの説明を求めます。

○**教育総務課長** それでは、決算書212、213ページ、10款教育費1項教育総務費1目総合教育会議運営費、説明欄白丸、総合教育会議運営事業につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により設置が義務づけられました総合教育会議に係る経費で、昨年は1回開催しております。教育を行うための諸条件の整備、市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため、重点的に講ずべき施策等について協議するものです。昨年度につきましては、GIGAスクール構想の実現に向けてと、自然博物館の今後についてということで御協議いただきました。

続きまして、2目教育委員会費、白丸、教育委員会諸経費につきましては、教育委員会の運営に係る経費で、委員報酬や費用弁償等、経常的なものとなっております。

214、215ページ、3目事務局費、3つ目の白丸、教育委員会事務局諸経費につきましては、教育委員会全般にわたる事務的経費となっております。1つ目の黒ポツ、教育振興審議会委員報酬につきましては、審議会を4回開催し、教育振興基本計画の見直しや、教育委員会の施策及び事務事業に関する執行状況等の点検、評価を行ったところです。

続きまして、216、217ページ、1つ目の白丸、教育相談研究事業につきましては、決算説明資料114ページも併せて御覧ください。会計年度任用職員として、市教育センター及び中間教室に学校教育指導員を5人、教育総務課に子と親の心の支援員を2人配置し、指導主事や家庭支援課等との連携を図りながら、不登校対策、学力向上対策など、学校教育や学校運営に係る指導助言を行い、学校、家庭、児童生徒に対し、きめ細かな支援を行っていくものです。なお、昨年度の不登校児童生徒数ですが、小学校が45人、中学校が91人、合計で136人となっております。全体の2.75%を占めております。また、中間教室、高ボッチ教室への通級者数ですが、小学生は6人、中学生が7人、合計で13人の児童生徒が通ったところです。

次の白丸、スクールバス運行費につきましては、小学校が片道4キロメートル以上、中学校が片道6キロメートル以上の遠距離通学児童生徒への支援をしているものです。下から3つ目の黒ポツ、運行委託料につきましては、5つの事業者へ運行業務を委託しているものです。なお、新型コロナウイルス感染症対策として、スクールバス内の3密状態回避のため、1台当たりの児童生徒数が多い宗賀小学校、塩尻西部中学校について、バス2台分を増便しております。次の黒ポツ新型コロナウイルス対策費補助金ですが、新型コロナウイルス感染拡大により4月、5月の臨時休校中のスクールバス運行業務に係る経費について、運行委託事業者2社に対し、支援金を交付したものです。該当事業者はアルピコタクシー株式会社、あさひ観光バス株式会社となっております。

次の白丸、結核対策事業ですが、結核の感染、疾病予防のための結核対策委員会の実施、健康診断等に係る経

費となっております。

次の白丸、教育センター情報教育推進費につきましては、市教育センターで管理しております情報機器、研修用のパソコンやサーバー等になりますが、こちらの使用料に関する経費が主なものです。私からは、一旦以上です。

**○家庭支援課長** 続きまして、次の白丸、まなびサポート事業ですが、本事業は、特別支援教育を含む小中学校に特別に支援を要する児童生徒への支援を行っている事業になります。6,911万9,000円余ですが、上から2つ目の黒丸、会計年度任用職員報酬につきましては、小中学校に配置しております特別支援講師11人分、支援介助員23人分の報酬、家庭支援課に勤務する教育相談員2人分の報酬です。特別な支援を要する児童生徒の増加に伴い、学校からの増員要求はありますが、学校内での支援体制の強化、充実に努めているところです。家庭支援課勤務教育相談員につきましては、国からの補助2分の1が充当されております。私からは以上です。

**○教育総務課長** それでは、次の白丸、高等学校等振興事業ですが、市内に所在または市内の生徒が通学する私立高等学校等への補助を行うもので、市内2校、市外8校に対して補助金を交付しております。1つ目の黒ボツ、私立高等学校運営費補助金ですが、学校割として100万円を1校、市内の東京都市大学塩尻高等学校になります。それから生徒割として1人当たり3,500円を513人分ということで、全体で10校に交付しております。

続きまして、218、219ページ、1つ目の白丸、給食公会計事務諸経費ですが、平成25年度から公会計化し、その運営に伴う事務経費で、給食費負担の公平性が増すと共に、教職員の負担軽減や会計事務の効率化と透明性につながっております。給食費の収納率、現年度分ですが、小学校が99.77%で、前年度比プラス0.07%、中学校が99.53%で、前年度比マイナス0.17%となっております。なお、給食費につきましては、年額が小学校で5万9,400円、1食300円になります。中学校が6万9,300円、1食当たり350円となっております。また、給食費の納付方法ですが、今年度当初ですけれども、児童手当からの天引きが53.7%、口座振替が43.8%、あとは納付書払いですが、2.5%となっております。

続きまして、次の白丸、学校給食レシピ公開事業ですが、学校給食レシピサイトこんこんレシピの管理運営に関する経費です。現在289件のメニューを掲載し、市内外へ情報発信しております。

次の白丸、奨学資金貸与事業特別会計繰出金ですが、基金で運用してきました奨学資金について、大学生を対象とした大野田育英基金の財源が不足することに伴い、一般会計から繰り入れたものです。詳細は特別会計で御説明申し上げます

続きまして、4目教職員住宅費、説明欄白丸、教職員住宅管理諸経費ですが、教職員に良好な住宅環境を提供し、学校教育の振興へつなげる目的で設置しているものです。本年度4月1日現在ですが、36戸を管理しております。このうち入居が11戸、入居率は30.6%ということで、年々減少傾向になっております。なお、今年度、用途廃止を予定しておりますのが6棟ありますので、来年度には30戸の管理になるかと思っております。なお、この事業の財源につきましては、教職員住宅貸付料となっております。私からは以上です。

**○社会教育スポーツ課長** 続きまして、5目人権教育費、備考欄1つ目の白丸、社会人権教育推進事業につきましては、決算説明資料115ページを併せてお願いいたします。人権意識の高揚を図るため、豊かな心を育む市民の集い、地区人権推進会議等の事業を実施したものです。コロナ禍によりまして、事業を縮小や中止せざるを得ませんでしたが、差別や偏見を防止するための啓発活動を実施したものです。

次の白丸、人権推進啓発事業につきましては、市内小学校でのCAP研修、人権に関わる団体への補助金となります。私からは以上です。

○**教育総務課長** それでは、220、221 ページ、1つ目の白丸、学校施設集中管理事業ですが、集中管理室に会計年度任用職員5人を配置し、小中学校、保育園、児童館の軽微な修繕や維持管理、交換便業務を行っております。報酬のほか、職員が使用する消耗品、車両関係等の費用となっております。下から5つ目の黒ポツ、学校管理委託料につきましては、学校用務員をシルバー人材センターへ業務委託しているものです。

続きまして、7目体験学習事業費、白丸、こども未来塾等運営事業ですが、体験学習プログラムを通じて、子どもたちの生きる力を育むことを目的に、小中学生のリーダー研修や体験学習フェスティバル等を実施しております。4つ目の黒ポツ、こども未来塾等運営委託料ですが、NPO法人わおんと契約しているものです。

続きまして、8目地域連携事業費、白丸、地域連携教育推進事業、決算説明資料は116ページになります。地域の教育力を活用すると共に、児童生徒のキャリア教育を充実させ、子どもたちの社会を生き抜く力を育むための重点事業で、平成28年度から市内の全小中学校にコミュニティ・スクールを導入しております。会計年度任用職員として、教育総務課に地域連携コーディネーター1人、中学校区ごとに学校支援コーディネーター5人を配置し、学校、地域、行政等の連携を図ることとしております。昨年度は、令和3年度に向けて各学校においてアクションプランを作成し、特色を生かした取り組みを進めております。

222、223 ページ、9目義務教育学校整備費、白丸、義務教育学校整備事業、決算説明資料116ページになります。施設一体型の義務教育学校の設立に向けて、木曾檜川小学校を改修し、必要な教室等を整備するため、令和2年度は実施設計及び地質調査を行っております。財源につきましては、過疎対策事業債を充当しております。

続きまして、2項小学校費1目学校管理費、白丸、小学校管理諸経費につきましては、小学校の管理運営に係る基本的な経費のほか、会計年度任用職員として学校講師8人、学校事務職員3人を配置しております。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策に関連して、消耗品やトイレ清掃委託料などが増額となっております。なお、財源としましては、国庫補助金の学校保健特別対策事業費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となっております。

224、225 ページ、一番下の白丸、小学校施設改善事業ですが、小学校施設の一般的な維持管理、整備等に関する費用となっております。

226、227 ページ、1つ目の白丸、小学校補助交付金につきましては、学校で行う特別行事、郊外活動やクラブ活動等やスケート教室等へ補助するもので、教育内容の充実と保護者負担の軽減を図るものです。

次の白丸、学校安全支援事業につきましては、通学路危険箇所の合同点検を実施すると共に、児童の登下校の安全を確保するため整備した地域児童見守りシステムの運用管理を行うものです。

次の白丸、小学校英語活動サポート事業ですが、令和2年度からの小学校英語の教科化、早期化に対応するため、英語教育担当指導主事を中核として指定校における授業研究や研修、教材研究を行うなど、教員の指導力向上や小中学校の連携強化に向けて取り組みを進め、スムーズな移行ができたと考えております。また、会計年度任用職員として国際理解講師4人と民間事業者委託による外国語指導助手1人を配置しております。

次の白丸、放課後児童教室運営諸経費ですが、檜川地区の放課後児童教室の管理運営に関する経費で、会計年度任用職員として放課後教室指導員2人の報酬のほか、消耗品等を計上しております。なお、財源といたしまし

て国、県の補助金であります子ども・子育て支援交付金を充てております。

次の白丸、小学校特色ある教育活動事業ですが、学校が主体性を持って創意工夫して計画し実施する事業に対して交付金を交付するもので、平成28年度からは基礎配分100万円に児童生徒数割を加算して交付しております。また、各学校のコミュニティ・スクール活動への活用を進めているところです。

続きまして、2目教育振興費、1つ目の白丸、教育振興諸経費につきましては、各学校で行う教育の振興に資する経費で、学校に配分して執行する消耗品費のほか、備品購入費、図書購入費等となっております。一番下の黒ボツ、学力向上助成金ですが、算数・数学検定や英語検定等の受検料の一部を助成するもので、自己負担として1,000円を除いた額を助成しております。昨年度につきましては、小学生が51人、中学生が96人ということで、合計で147人の児童生徒に対して助成をしたものです。

続きまして、次の白丸、教育振興扶助費ですが、学校教育法に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品、給食費、郊外活動費等を支給するものです。1つ目の黒ボツ、就学援助費につきましては、要保護及び準要保護児童の保護者に対する援助です。昨年におきましては、要保護、生活保護世帯ですが7人、準要保護につきましては438人ということで、合計で445人、全体の13.9%となっております。また、財源といたしましては、国庫補助金の特別支援教育就学奨励費補助金となっております。

228、229 ページ、1つ目の白丸、小学校情報教育推進費ですが、各小学校に配置しております情報機器等の維持管理に関する経費となっております。

次の白丸、新学習指導要領対応事業ですが、学習指導要領の改訂に伴う指導書や教材の購入をしたものです。財源といたしましては、国庫補助金の理科教育設備整備事業補助金となっております。

次の白丸、情報通信ネットワーク整備事業（繰越）ですが、国の推進するG I G Aスクール構想の実現に向けた校内通信ネットワーク整備事業に関して、児童生徒1人1台の端末整備を前提としました高速大容量の通信ネットワークを市内小学校に整備するもので、令和元年度からの繰越事業となっております。財源といたしまして、国庫補助金公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金、学校教育施設等整備事業債となっております。

次の白丸、情報通信ネットワーク整備事業ですが、こちらは決算説明資料の117ページになります。導入しましたタブレット端末の活用に向けてG I G Aスクールサポーターを配置し、端末の初期環境整備等を行い、年度内に環境整備が完了しております。また、臨時休校等におけるオンライン授業への対応として、通信環境のない家庭向けのモバイルW i - F i ルーターを導入しております。1つ目の黒ボツ、消耗品費ですが、教員用のタブレット端末、i P a dを203台及びW i - F i ルーター250台などを購入しております。4つ目の黒ボツ、備品購入費ですが、タブレット端末2,827台は児童用のi P a dの購入となっております。財源といたしまして、国庫補助金の公立学校情報機器整備事業費補助金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てております。

続きまして、3目給食施設費、2つ目の白丸、給食運営事業諸経費ですが、決算説明資料は118ページになります。小学校の給食提供に関する経費で、直営による自校給食となっております。会計年度任用職員として栄養士を3人、給食調理員を18人配置しております。230、231 ページ、1つ目の黒ボツ、学校臨時休業対策費補助金ですが、令和2年4月、5月の臨時休校により給食提供できなかったことに伴い、主食を提供している委託加工事業者に対する補助金となっております。こちらは国庫補助金の学校臨時休業対策費補助金を充当しております。

す。

続きまして、3項中学費1目学校管理費、主要な部分の構成は小学校費とほとんど同じですが、中学校費に限られるものについて説明させていただきます。1つ目の白丸、中学校管理諸経費ですが、中学校の管理運営に係る基本的な経費のほか、会計年度任用職員として学校講師3人、学校事務職員2人を配置しております。この事業の財源としましては、国庫補助金の学校保健特別対策事業費補助金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てております。決算書232、233ページ、上から4つ目の黒ポツ、外国語指導助手配置事業委託料ですが、ALTの派遣を民間の人材派遣会社、有限会社アクティブパーソネルに委託し、2人を配置しております。下から3つ目の黒ポツ、塩尻市辰野町中学校組合負担金につきましては、組合立の両小野中学校に係る経費です。

次の白丸、中学校施設改善事業は、一般的な施設の維持管理、整備等に関する費用です。

次の白丸、中学校補助交付金は、学校で行う特別行事等へ補助するもので、小学校と同様です。

次の白丸、学校安全支援事業、こちらも小学校と同様に、通学路危険箇所の合同点検等を実施するものです。

234、235ページ、1つ目の白丸、中学校特色ある教育活動事業につきましては、小学校と同様、学校の特色ある教育活動への交付金となっております。

次の白丸、中学校仮設校舎整備事業ですが、広陵中学校区内の児童生徒の増加に伴い、教室の不足が見込まれるため、仮設校舎2教室を整備し、必要な教室を確保するものです。リース期間は、令和2年3月から令和7年の2月までとなっております。5年リース後、無償譲渡を受ける予定です。

続きまして、2目教育振興費、1つ目の白丸、教育振興諸経費ですが、小学校と同様、各学校における教育振興に資する経費で、学校に配分して執行する消耗品等となっております。

次の白丸、教育振興扶助費ですが、小学校と同様に、経済的理由により就学困難な生徒の保護者に対して、学用品、給食費等を支給するものです。中学校においては昨年度、要保護生徒が11人、準要保護が237人、合計で248人となっております。中学生全体の14.2%を占めております。財源としましては、国庫補助金の特別支援教育就学奨励費補助金となっております。

次の白丸、中学校情報教育推進費ですが、各中学校に配置しております情報機器等の維持管理に関する経費です。

次の白丸、新学習指導要領対応事業につきましては、学習指導要領に対応した教材等を購入したものです。こちらも国庫補助金の理科教育設備整備事業補助金を充てております。

次の白丸、情報通信ネットワーク整備事業（繰越）につきましては、小学校と同様に、学校内に高速大容量の通信ネットワークを整備したもので、令和元年度からの繰越事業です。財源といたしまして、国庫補助金の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金と学校教育施設等整備事業債を充てております。

次の白丸、情報通信ネットワーク整備事業ですが、決算説明資料は117ページになります。1つ目の黒ポツ、消耗品費につきましては、教員用のタブレット端末クロームブック136台及びWi-Fiルーター250台などの購入となっております。3つ目の黒ポツ、システム構築委託料ですが、教職員の働き方改革として、中学校公務用システムの新クライアント化を整備したものです。次の黒ポツ、学習支援コンテンツ使用料は、高校受験を控えた中学3年生を対象に、家庭学習用サービススタディサプリを導入したものです。次の黒ポツ、備品購入費は、

タブレット端末1,722台、こちらは生徒用のクロームブックの購入です。財源といたしまして、国庫補助金の公立学校情報機器整備事業費補助金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てております。

続きまして、3目給食施設費、2つ目の白丸、給食運営事業諸経費ですが、小学校と同様、市内中学校の給食提供に関する経費で、会計年度任用職員として栄養士を1人、給食調理員を8人配置しております。

236、237ページ、4目丘中学校建設費、説明欄白丸、丘中学校大規模改修事業ですが、丘中学校の屋内運動場の内外装改修を行い、教育環境の改善と施設の延命を図るもので、令和2年度は実施設計を行ったところ。財源といたしまして、学校教育施設等整備事業債を充てております。私からは以上です。

○**子ども課長** 続きまして、4項1目幼稚園費、右ページ備考欄の白丸、私立幼稚園支援補助金653万円余につきましては、決算説明資料118ページ下段も併せて御覧ください。こちらは、私立幼稚園の円滑な運営を促進すると共に、保護者の経済的な負担軽減を図るため、市内在住児童が通園する市外の幼稚園も含めて補助金を交付したものです。最初の黒丸、私立幼稚園運営費補助金4園、294万円余は、市内の私立幼稚園2園に定額補助として1園当たり80万円、児童数割として園児1人当たり9,000円を129人分加算したもの、また、市外の幼稚園2園に対しましては、園児数割のみ20人分を補助したものです。最後の黒丸、私立幼稚園副食費補足給付費補助金3園、73万円余は、幼児教育保育無償化に伴い、実費徴収とされた副食費相当額について、国の免除規定により、低所得世帯等に対し副食費免除の補填をするため、補助金を交付したものです。なお、財源につきましては、子ども・子育て支援交付金で、補助率は国、県、共に3分の1ずつです。私からは以上です。

○**委員長** それでは、ただいま説明を受けた部分の質疑を行います。ページを区切って行います。最初に223ページまで、義務教育学校整備費までについて質疑を行います。御質問はありますか。

○**柴田博委員** 213ページの一番初めの総合教育会議の関係ですけれども、この会議の正規の出席者というのはどなたになるのかということと、開催は1回だけということだったのですけれども、それ以上やる必要はなかったということ、審議する中身が必要なものはなかったということなのか、その辺についても少しお願いします。

○**教育総務課長** まず出席者ですが、市長、教育長、教育委員の4人ということで、合計6人で組織されております。あとは開催回数ですけれども、必要に応じて開催をしていく内容になっている中で、最低でも年1回は行っていくというスタンスで考えております。予算上は、大体いつも2回ほど設けるのですけれども、1回行っているのが現状です。

○**柴田博委員** それは、この会議を設置しなさいというのが決まった法律の中で、最低1回はやりなさいということがあるから1回はやっているということですか。

○**教育総務課長** 法律で設置が義務づけられておりますので、最低1回は行うという考えです。

○**柴田博委員** 次に、215ページの真ん中辺りで、教育委員会事務局諸経費の中の教育振興審議会委員報酬ということですが、13人分で4回やって延べ出席者が22人というのは、1回当たりが非常に少ない人数しか出ていないということでしょうか。

○**教育総務課長** 審議会委員につきましては、信州大学の准教授、松本大学の専任講師、保育園長や学校長、学校運営協議会長、商工会議所等の方々に参加してもらっておりまして、全員が出席できたのは、私の記憶の中ではなかったかもしれないですけれども、実際に費用弁償として支給する対象者につきましては、学校長や保育園長は除かれますので、こういった数字になってきます。

○柴田博委員 そうすると、実際には毎回何人ぐらい出席されていたということですか。

○教育総務課長 担当の係長から御説明申し上げます。

○教育企画係長 実際に十二、三人あたりで、1人、2人欠席くらいで出席いただいております。

○柴田博委員 分かりました。もう1点だけお願いします。217 ページの一番下の私立高等学校運営費補助金で市内2校とあるのですが、これは都市大塩尻のほかにもう1校というのはどこなのですか。

○教育総務課長 都市大塩尻と昨年度から開校しております緑誠蘭高校のサテライト校がありまして、そちらに通っている生徒もいますので、2校分の支給となっております。

○柴田博委員 その都市大塩尻ではないほうの学校についてもう少し詳しく、どこにあってどんなことをやっているかということをお教えてください。

○教育総務課長 私も詳しくなくて申し訳ないのですが、塩尻市の大門に、本校がたしか木曾のほうにある緑誠蘭高校という通信制の学校でして、主に不登校生徒だった子に対応として受入れをしてくれている学校になっております。

○柴田博委員 人数はどうですか。

○教育総務課長 緑誠蘭高校のサテライト校については3人です。

○柴田博委員 その学校全体で1つの高等学校ということなのですか。その分校みたいな位置づけになっているということですか。

○教育総務課長 本校が市外になっておりまして、塩尻はサテライト校ということですので、分校というようなイメージになっているかと思います。

○委員長 ほかにありますか。

○丸山寿子委員 219 ページの一番下の人権推進啓発事業のCAP研修委託料ですけれども、昨年どのような実施だったのかについて教えてください。

○社会教育スポーツ課長 昨年度につきましては、塩尻東小学校、片丘小学校、宗賀小学校を該当校といたしまして、コロナの関係で、開催時期は当初よりも遅らせましたが、予定どおり実施をさせていただいております。

○丸山寿子委員 学年とか、内容が若干でも分かればお聞かせいただきたい。

○社会教育スポーツ課長 学年につきましては、3年生、4年生、5年生を対象とさせていただきました。内容といたしまして、子どもへのワークショップはクラスごと、また保護者へのワークショップは学年ごとに実施をさせていただきました。あと教職員のワークショップを学校で1回という形を取らせていただきまして、それぞれの対象者に対しまして暴力防止の観点で、プログラムを通じまして学習をしていただいた形となっております。

○丸山寿子委員 全ての子どもたちが卒業するまでに最低1回は受けるとお聞きしていますが、コロナのこともあり、通常他人からの暴力等に対することもですが、家庭内でも虐待等もコロナの影響で発生していますので、今後もCAPについてはしっかり進めていただくようお願いいたします。

○委員長 ほかにありますか。

○平間正治委員 219 ページの上から4つ目の白丸の教職員住宅管理の関係ですが、36戸あって6戸廃止する予定ですから30戸になって、そのうち今入っている人は11戸ということなのですが、非常に今、希望者も少なくなっていると聞いています。ただし、それを全部なくしてもいいかというところもあるのですが、ファシリティ



マネジメントの関係で、教員住宅の考え方というのは個別計画としてまとめてあるのでしょうか。

○教育総務課長 担当の係長から答弁申し上げます。

○教育企画係長 1戸ごとではなくて、教員住宅の全体として方針を決めております。戸建てについては、古いもの、必要のないものについては廃止をしていくという形で、集合住宅の形につきましては、若い先生方にまだ需要があるものですから、建物は修繕して今後も使っていくといった方針で計画を立てております。

○平間正治委員 もう少し数字的に具体的に言うと、集合住宅的なものが残るとすれば何戸ぐらいを残すという予定なのですか。

○教育総務課長 今年度廃止する予定の6戸を除くと、主に校長住宅が単独の世帯の住宅になっておりまして、今のところ、残るのが5戸になります。5つの校長住宅が残る状況になりますので、これを年次的に売却も含めた廃止をできたらと考えております。

○平間正治委員 集合住宅的に残すと言ったので、集合住宅は何戸ぐらいがあるのですかということなので、また確認をしておいていただければいいです。

校長住宅のこともお聞きしようと思ったのですが、校長については任地内居住みたいな義務づけがあったかと思うのですが、義務づけというのは今でも生きているということですか。

○教育総務課長 たしか小中学校の管理規則だったかにそのうたいがあったかと思います。ただ、昔と比べて交通網も発達しておりまして、近隣から校長先生方も通うことは特に問題ないと考えておりますので、古くなる建物については順次廃止していきたいと考えております。

○平間正治委員 もし市内に居宅があればもちろんそうでしょうけども、そうでなくて、市外に住まれていて、ただ校長になったので市内に居住されるという方は現実的に今何人いらっしゃいますか。

○教育総務課長 手元に校長の住所がないものですから、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○平間正治委員 そういう一応の義務づけがあつて、確かに交通事情もよくなっているし、それぞれの車があるので、教育委員会として容認をされるならそれはそれでいいと思いますけれども、そういうことで確認だけはしておいてください。

○永田公由委員 今の関連で、宗賀小学校にも校長住宅と、それから今言われた集合住宅があつて、集合住宅は入っているのだけれど、校長の住宅は、もう私が知っている限りではここ30年以上入っていないと思うのです。ちょうど駐在所がなくなって更地になって、校長住宅も更地にすれば、あれは売れると思います。早急に宗賀の校長住宅は用途廃止して、更地にして売りに出したほうがいいと思います。

○教育総務課長 先ほど申し上げました今年度廃止予定の6戸の中に宗賀小学校の校長住宅も入っておりますので、今年度何とか処分したいと思っております。

○委員長 ほかにありますか。

○小澤彰一委員 関連で、旧檜川村時代に大分教員住宅というのは充実させて造られたようです。宮下というところですけど、現在集合住宅には結構入っていますが、その周辺にある教員住宅はほとんど入っていないくて、かなり老朽化している。恐らく水洗化もされていないのではないかなと思うのです。そういうところへ若い先生方が所帯を持って入るというのは現実的ではないと思うので、市外のほうでアパートを借りるとか、あるいは自分の御実家のほうにお住まいになるとか、いろいろな事情でもって住んでいないと思います。これが

ら住む見通しもあまりないのではないかと。だからやはり早急にそれは撤去して、むしろ集合住宅の充実を図るべきだろうと思います。

それから、今のことに関連して、スクールバス、217 ページです。運行委託料が 5,500 万円ということですが、これは地域によっては地域振興バスと供用している部分もあると思うのですが、地域振興バスの場合には国庫補助というのがかなり充実してあるのですが、このスクールバスの運行について、供用しているような場合にはどのように扱われているのかを伺いたいと思います。

○**教育総務課長** 地域振興バスの活用については、こちらから該当する児童生徒の名簿を担当課に提出させていただきます。乗車券を作ってもらいます。実質的には無料で乗せていただくような形を取っております。ただ、私は財源的なものの扱いがどうなっているかは分からないので申し訳ないのですが、運用の仕方とすると、こちらから担当課へ免除の手続きをして使わせていただくという形です。

○**小澤彰一委員** 今後、小規模特認校という制度が出た場合に、市外から檜川だとか特認校の指定になった学校へ通うという可能性がありますので、そういう場合にはスクールバスの適用になるのですか、地域振興バスの適用になるのですか。

○**教育総務課長** どのくらいのお子さんが遠くから通っていただけるか、まだ分からないところではあるのですが、一定数の人数が増えてくようになれば、地域振興バスあるいは新たなスクールバスの増便みたいなものも考えていく必要があるかと思っております。

○**委員長** いいですか。ほかにありますか。

それでは、223 ページまでは終了といたします。続いて 237 ページの幼稚園費までの質疑を行います。ありますか。

○**柴田博委員** 229 ページの情報通信ネットワーク整備事業の関係ですが、児童生徒のタブレットは備品購入費で買って、教員用のものは消耗品費ということなのですが、なぜそういうふうになるのかということと、あと、購入した後の管理上の違いみたいなものがあるなら、備品は備品できちんと管理されると思うのですが、消耗品費というのは使えばなくなってしまうようなものですよね。そういうものに教員用のタブレットを充てるというのはどういうことなのかということをお願いします。

○**教育総務課長** 消耗品の扱いにつきましては庁内で金額設定がありまして、単価が 10 万円以下のものについては消耗品として取り扱うようになっております。なお、今回、児童生徒用を備品として扱った理由につきましては、まとめた購入で大変高額な費用になりますので、備品として計上させていただいて、議会の同意を頂きたかったというのが考えであります。教員用につきましては数もそんなに多くないことから、通常どおりの消耗品という扱いで手続きをさせていただきました。なお、管理ですが、購入の科目は分けてありますけれども、実際の管理については、同じように基本的には備品扱いのような形で、適切な管理を学校の中で行っていくという形になりますので、壊れるまでは大事に使うという形です。

○**柴田博委員** 10 万円以下とはいうものの数が多いですから、小学校の教員用だけで、Wi-Fi のルーターも入れてでしょうけれど、1,500 万円ぐらいになっているわけですよね。総額で考えるようなことはしなくていいのですか。

○**教育総務課長** 庁内の取決めでは、1 品目当たり 10 万円以下で取り扱っておりますので、基本的にはこれは

消耗品で全て取扱いが可能です。先ほど申しあげましたように、児童生徒用については億単位になってきますので、備品扱いとさせていただきたいものと考えたところです。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

○青柳充茂委員 227 ページ、学校管理費の一番最後、小学校特色ある教育活動事業生きる力を育む交付金、これは中学にも同じのがあって、それと一緒にいいのですけれども、これはもう始まって相当古い交付金のような気がするのですが、しかも最初1校200万円からスタートしたのかな、それから半分くらいになっていて。令和2年度は、それぞれの学校で目的に合った効果的な使い方がどのようにされていたと感じていらっしゃるのか、それを踏まえて、今年度もありますけれども、今後いつまで続けるのか、見直しをどのようにお考えになっているのか教えてください。

○教育総務課長 こちらの交付金につきましては、平成26年度、27年度の2年間で1校当たり200万円ということで交付させていただきました。その後、平成28年度以降は基礎配分の100万円というところに児童生徒数割という形で上乘せさせていただき、学校規模に応じた配分ができるように変えてきたところです。現在においては、主にコミュニティ・スクール活動が活発化しておりますので、こちらへの交付金の活用がメインになってきております。小学校でいえば宗賀小のどんぐりプロジェクトであるとか、桔梗小学校のキッズお仕事チャレンジ、それから夏休みの学習支援サマースクール、これは西小学校ですけれども、こういったところに地域の方の協力をいただきましてこの交付金も活用しているところです。なお、今後の扱いですけれども、生きる力を育む交付金というのは、もともと総合的学習交付金も併せて取り込んできたところですので、総合的な学習の時間という授業がある限りはそういった交付金は残していったほうがいいと考えますし、ほかにも補助交付金というような名目で事業がありますので、将来的にはこういったものを一体的にまとめて補助金あるいは交付金というようなところで、事業の一本化みたいなものも必要ではないかと考えているところです。

○青柳充茂委員 何かお話を聞いていると、非常に自然な流れのような気がします。今学校というのは本当に地域との関わり合いの中で支えられているというのか、ますますそういうふうになってきていると思いますので、これは要望というより提案みたいな感じで聞いておいていただければいいのですけれども、一般質問でも少し言いましたけれども、地区とか地域に対する包括的な交付金のようなものが新設されたような場合は、その中に一緒に含めていくというやり方もあるのではないかとというようなことを思っておりますので、参考にしていただいとと思います。よろしくどうぞ。

○委員長 青柳委員、教育長の答弁はいいですか。

○青柳充茂委員 委員長からせつかくいい話なので、ぜひ教育長、お願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。私が教頭で一番最初に携わったときに、今まで交付金は学校独自というのは私も初めて経験して、お金の使い方も分からなかったのです。与えられたものを予定どおり使っていたもの、それが学校独自で採用されたということで、頭は使ったのですが、使い道はやはり山のようにありました。本当に1円も残さないように使いたいと。あと、どうしても予算的に出せない、例えばコミュニティ・スクールのボランティアでやった方のガソリン代だとか、出ないところを、申し訳ないけれどガソリン代だけはそこから支出しますとか、本当に使い道は山のようにありまして、学校としてはありがたいお金であります。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

○西條富雄委員 聞き間違えたら訂正しますが、先ほどのタブレット端末の関係で、小学校教員用として203台、ルーター250台、それから中学校のほうもあります。数字が合わないのは、先生たち、お持ち帰りいただいたときの自宅にもWi-Fiルーターがないから、それを買ったという解釈でいいでしょうか。

○教育総務課長 まずタブレット端末、小学校中学校での数の違いにつきましては、教員数がそれだけ違うというのが1点です。それからルーターについては、250台ずつ小中学校で数を指定して購入しているのですが、これは教員が使うというよりも、家庭でその環境がない御家庭用にこちらで先行して配備したものですので、ルーターを教員が使うということではないものになります。

○西條富雄委員 質問が伝わらなかった。ルーターと端末の数量が合わないけれどという質問だったのです。今、分かりましたので、これは今後のGIGAスクールの発展には必要なものですので、ぜひ前向きに進めてください。

○副委員長 タブレットですが、小学校のほうではiPad、中学ではクロームブック、全然OSが違うのですが、これで大丈夫かと。入札だとか単価の違いだとかいろいろな事情は考えられるわけですが、今ここでお聞きしたいのは、小学校と中学校と違ってもいいですが、来年から檜川では義務教育学校が始まって、職員室も一緒になって準備をされていて、小学校の職員と中学校の職員がiPadとクロームブックと大丈夫かなと思いますが、いかがですか。

○教育総務課長 iPadとクロームブック、それぞれ違うものを入れた理由につきましては、iPadのほうがかような機器が不慣れなお子さん、小さい小学生が比較的使いやすいつくりになっていること。それからクロームブックについては立ち上がる起動にも時間が短くて、また、授業でも時間をあまり割かないことを利点として、中学校についてはクロームブックを選ばせていただいております。同じものを引き続き使えば一番いいかとは思いますが、ただ、それぞれの発達段階に合わせたものとして考えましたので、これは引き続き続けていきたいと思えます。義務教育学校になって、今度1年生から6年生と7年生から9年生で違うタブレットを使うことになりましたけれども、先ほど申し上げた、それぞれの段階に応じた使い方をさせていただきたいのと、今世の中にいろいろな機種があります。最低でも2つ学ぶことができるというように、前向きに我々も捉えておりますので、そんなことで御理解いただけたらと思えます。

○副委員長 そういう現場でのそごが出て、教育内容だとか使い勝手だとか、いろいろに支障を来さないような配慮、ぜひ目くばりをしながら取り組んでいただきたいのと、これは要望にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○小澤彰一委員 先ほどの説明の中で、シンクライアント化するというのと、それから採点のソフトを入れるというようなことがあったのですが、これとの関連というのはどうなるのですか。

○教育総務課長 シンクライアント化につきましては、学校の教員が扱うシステム側、授業用ではなくて校務用のシステムをいわゆるクラウド化するようなイメージになります。セキュリティが強化されるということと、ある意味教員が自宅からでも接続して仕事もできるというような仕組みになってきているものです。こちらについて小学校は、先行して数年前に導入しております、今回中学校のほうを導入させてもらったところです。

あともう1点、採点システムですけれども、こちらは学校の中で先生方が子どもたちにテスト等の問題を出し

て、採点するに当たって負担が少なくなるような、また集計が早くなって子どもたちに早くフィードバックできるようなものをとということで、採点システムを別にまた導入したものです。

○小澤彰一委員 私が心配しているのは、前にUSBのメモリーを持ち歩いて、それを紛失するというのがある、学校の中からそれを持ち出してはならない、持ち出す場合には特別に管理職から許可を得なければならないというシステムをどの学校も取れるようになったのですよね。ついては、今度はシンクライアント化すれば自分のコンピューターの中で記憶されるのではなくて、特別なサーバーのところへ行くわけですから、つまり脳みそのない機械になるわけですよね。ですから、その間記憶しないのですから、ある意味では安全なわけです。逆に、自宅から接続できるようになると、それをどこから侵入されて取られてしまう可能性がある。それからタブレットを持ち歩いた場合、無線LANを使用するという危険と、それからタブレットそのものを紛失する危険がある。だから教員の成績管理だとか、あるいは個人情報管理の上からも、そこら辺のところも配慮しないと、利便性だけ考えるととんでもないことになるのではないかなと思うのです。そこをぜひ工夫していただきたいと、要望です。

○委員長 ほかはありますか。

○古畑秀夫委員 小中学校のトイレの関係ですけれど、洋式化を年次大規模改修などに合わせて進めていくということであると思うのですが、洋式化率はどの程度になっているのか、お聞きしたいと思います。

○教育総務課長 両小野中学校まで含めてしまいますけれども、現在便器の洋式化率については、全体で56%になっております。あと残る数校で洋式化率が低い学校がありますので、大規模改修等に合わせて実施する、あるいは計画的にトイレ改修を行っていくという形で考えております。

○古畑秀夫委員 そうすると、かなりの時間がかかっていくということか。何年頃までかというのは分かりませんか。

○教育総務課長 実施計画を3年ごとに考えていく中で、計画的に進めていきたいと思っておりますが、まだこの先の今年度を含めた3年間の中では全ては終わらない状況だったかと思っておりますので、また庁内全体の中でも実施計画がありますので、そこに載せて早めに検討できたらと思っております。

○古畑秀夫委員 今はほとんどの家庭が洋式化というような形で進んでおりますので、できる限り早くお願いしたいと思います。

もう1つ、今コロナ禍で、なかなか本会議でも学校のコロナの感染拡大防止の取り組みの中で、子どもなども給食のときもしゃべらないようにとか、いろんなことで制約を受けているわけですが、そういうことの中で、特に低学年などの皆さんの精神的な落ち着きといいますか、そのストレスというか、そのようなことはあまりないのかどうか。いわゆるコロナ以前とあまり変わらない状態で、子どもたちが学校生活を送っているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○教育総務課長 新型コロナウイルスの感染拡大で、やはりこれが心配な御家庭があって、まずは登校させたくないという御家庭も中にはあります。数的には把握できませんけれども、各学校それぞれ数名のお子さんが実際にまずは学校に来られていないのが現状としてあります。

あと、学校の中の対応につきましては、先ほどお話があったとおり、かなり制約されることが増えておりますけれども、特段これですごく子どもたちがストレスを抱えて、それが理由で休んでしまったとか、そういった重

大な事案というところまでは報告がありませんので、何とか学校の先生方が子どもたちのストレス解消も含めて対応してくれているのだろうと考えております。早くこの状態が解消されて、元の学校生活に戻ってもらうことを期待しているところです。

○古畑秀夫委員 小中学校の先生方も、保育園などもそうですけれども、大変ですので、ぜひできる限りのサポートなども考えていただきたいと思います。要望です。

○委員長 ほかはありますか。

○柴田博委員 1点だけお願いします。227 ページの一番下のほうの学力向上助成金の関係ですけれども、分かれば参考までにお聞きしたいのですが、児童生徒の皆さんはどんな検定試験を受けられているのか、もしその中身が分かったら教えてください。

○教育総務課長 一番多いのは英検です。次が数学検定というところがあります。算数・数学検定というのがあります。年度に1回限りの手続という形にさせていただいておりますので、合格あるいは不合格だった場合でも支給はさせていただくような対応を取っております。

○柴田博委員 漢字検定とかは、あまり受けていないのですか。

○教育総務課長 漢字検定については、今回のこの補助の対象にしておりません。英検と数検とあとTOEIC のようなところです。英語と数学のほうに重点を置かせてもらって、この助成制度を運営しております。

○柴田博委員 それはずっとそういう方向なのですか。漢字検定も必要ではないかと思うのですけれど。

○教育総務課長 漢字検定については、受けるお子さんも英検や数検よりは多いと思います。我々の中で話し合った中では、できれば理数系の人を増やしたいなど、そういう力をつけてもらいたいなというところで考えたところです。

○柴田博委員 要望ですけれど、できたら漢字検定も入れて、受けた人が受けられるようにしてあげてほしいと思います。

○委員長 ほかはありますか。

○小澤彰一委員 3つほどあるのですけれど、1つずつ行きます。中学校と小学校にそれぞれ緊急防犯システム 保守費だとか、あるいは見守りシステムの委託費というのがありますけれど、金額がかなり少ないので内容も想像もできるのですけれど、見守りシステムに委託する、例えば車にドライブレコーダーがついているとか、定期的に運行しているとかというのは、何か条件みたいなものはあるのでしょうか。それから緊急システムの内容について教えていただきたいです。

○教育総務課長 担当の係長から御説明申し上げます。

○教育企画係長 地域児童見守りシステムの運用管理委託料につきましては、こちらは児童が携帯電話ぐらいの大きさのものを持ち歩くのですけれども、それが一定のところを通過すると、それが保護者の携帯電話にお知らせが行くといったことで、しっかり通っているなというような確認ができるようなシステムになっております。その中継地については、各保護者がどの中継地を使うかというのを事前に登録していただくといったものになりまして、このシステムに関しましては、ほかに高齢者の見守りも同時に使っていて、複数庁内にまたがって使用しているものになっております。現在、こちらのシステム以外の役割というのは大分終えてきているものですから、庁内で今後の運用について検討を進めているところです。

○小澤彰一委員 続いて、事業費の中の電気代ですけど、空調を入れて使用されるので、かなり電気代が上がるのではないかと想像していたのですが、この表の中で分かりにくいのですけれど、実際に使用されているのはどのようになっているのか教えていただきたい。

○教育総務課長 まずエアコンの導入ですが、電気式とガス式とそれぞれ導入してまして、電気式については小中学校6校、ガス式については小中学校8校、両小野中学校を除いていますけれども、それぞれ違うものを入れております。電力使用料につきましては、その年度の基本料金みたいなものが変動するときもありまして、一定に変わるものがありますので何とも言えないところがありますが、昨年度、令和2年度と令和元年度を比較したところでは、それぞれ小中学校電気料金が200万円余ずつ減額になっておりますが、逆に、ガスを使った関係で燃料費が同程度増額になっている状況があります。エアコンについては、基本的に夏場の使用だけということで限らせてもらっておりますので、大きな電力使用料での影響は少なかったのかなと。あとは、ただガスをバルクで大量に入れましたので、そちらは燃料費として少し増加しているかというように見込んでいます。

○小澤彰一委員 電力を使っている場合には高圧充電ですから、ピークに達した月が全部1年間の電気料になってしまうのですよね。そういうピークを迎えたときに困るなという話が議論されたと思うのですけれど、通常の電気料を超えてしまうことはなかったということですか。

○教育総務課長 トータル的に電気料金がその前の年より下がっているということは、大きくその1月のピークを超えるということはないと判断しております。

○小澤彰一委員 義務教育学校の説明の中の最後のところに跡地利用、後の使用について検討しなければならないと。今、現時点での見通しというのはどうなっているのでしょうか。耐震構造だとか内容、間取りなどについて、中学校ですからしっかりした建物なので、早急に考えていく必要があると思うのですが、方向だけ教えてください。

○教育総務課長 檜川中学校の跡地利用につきましては、まだ方向性がしっかりと決まっていないところではあります。建物が、たしか昭和六十二、三年あたりに建てられていたかと思うのですが、補助金を使っておりますので、補助金適法化では鉄筋コンクリートは60年該当がありますので、もう残り30年近く補助金がらみの縛りがある中で、どのような活用ができていくかというのを今後検討していく必要があると考えております。

○小澤彰一委員 自然博物館の視察の関係で、戸隠の柵小学校だったか中学校だったか、視察に行きましたけれど、大変充実した化石を展示したもので、非常に教育的にも優れている。ですから文科省でも、これは規制緩和されていると思うので、ぜひいろいろな活動で、ただ単に空き家にするのではなくて、今から検討していただきたいなど、要望です。

○委員長 ほかにありますか。いいですか。

それでは、237ページまでは終了といたします。11時25分再開とします。

宿題が出ている分、調べられましたらお願いします。あと、地域振興バスをスクールバスと代用している場合の費用負担について分からないという答弁でしたが、もし分かるようでしたら調べてください。

では、休憩です。

午前11時13分 休憩

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

○教育総務課長 先ほど平間委員からの質問ですけれども、まず市内の15校の校長の関係ですが、市内に住所がある者が11名、市外に住所のある者が4名となっております、この4名については、それぞれ自宅から、市外から通勤しております。

それから教員住宅の関係ですが、集合住宅については現在19戸管理しております。それから世帯の戸建てのものが全部で11戸、先ほど6戸廃止の部分を除いた30戸の内訳は以上になりますが、11戸のうちの校長住宅は5戸となっております。

あともう1点、地域振興バスのスクールバス利用に関する財源というようなところでしたが、地域振興バスに関する財源については特別地方交付税が充てられております。これについてはスクールバスを利用したとして、そのお子さん方、料金を取らないということになってきますので、特にこの財源に影響があるものではないということで聞いております。

○委員長 平間委員、いいですか。

よろしいですか。それでは、10款教育費5項社会教育費236ページから6項保健体育費265ページまでの説明を求めます。

○社会教育スポーツ課長 それでは決算書236、237ページ、5項社会教育費1目社会教育総務費、2つ目の白丸、生涯学習支援事業につきましては、社会教育委員報酬やロマン大学事業補助金のほか、社会教育全般に係る事務的経費を執行したものととなります。

239ページ、備考欄1つ目の白丸、全国短歌フォーラム事業につきましては、決算説明資料119ページ上段を併せてお願いいたします。第34回全国短歌フォーラム in 塩尻の本大会につきましては、コロナ感染症の影響により中止といたしました。投稿歌の選考と賞の決定を行いまして、作品集を発行しております。第34回の傾向といたしましては若い方の投稿が増加したこと、また大会の中止によりまして、投稿者の減少を懸念しておりましたが、例年並みの投稿者数となりました。

続きまして、次の白丸、文化会館運営事業につきましては、指定管理料及び緊急事態宣言に伴う閉館などに伴い事業継続支援を行ったものととなります。

次の白丸、文化会館改修事業につきましては、非常用発電設備の改修工事を実施したもので、工事請負費明細書39ページ上段に内容を記載しております。工事の財源といたしましては、緊急防災減災事業債を充てたものとなっております。

次の白丸、成人式運営事業につきましては、令和3年成人式開催に向けて準備をいたしました印刷物、対象者への案内文の郵送料などとなります。なお、コロナの影響によりまして2回延長させていただいております令和3年成人式につきましては、11月27日に開催する予定で現在準備を進めております。

その下の白丸、公民館分館施設整備事業につきましては、決算書に記載させていただきました8つの分館の改修につきまして補助金を交付したものととなります。

その次の白丸、吉田西防災コミュニティセンター運営事業につきましては、吉田区を指定管理者といたしまして、その管理料となります。



続きまして、2目総合文化センター管理費、1つ目の白丸、総合文化センター管理事業につきましては、施設の維持管理に係る費用を執行したものとなります。主な財源といたしましては、総合文化センターの使用料などを充当させていただいております。

240、241 ページ、3目公民館費、備考欄1つ目の白丸、公民館事業につきましては、決算説明資料119ページ下段を併せてお願いいたします。地区館長、分館長及び分館主事の報酬や市内10地区の地区館の事業委託料などとなります。コロナの影響もありましたので、公民館事業につきましてはできることを模索いたしまして、オンラインツールを活用するなど工夫して各館取り組みを行っております。

242、243 ページ、1つ目の白丸、学校開放事業につきましては、塩尻西小学校、西部中学校、丘中学校、計3校の特別教室棟など学校開放施設を市民の皆様へ学習施設として利用いただいている事業となります。

次の白丸、公民館施設管理事業につきましては、主に大門、高出、檜川地区の公民館の施設管理費となっております。

3つ目の白丸、北部交流センター管理諸経費につきましては、北部交流センターえんてらすの管理運営に係る経費となります。私からは一旦以上です。

**○図書館長** 244、245 ページを御覧ください。4目図書館費について説明いたします。決算説明資料は120ページから122ページまでです。備考欄2つ目の図書館事業諸経費1億5,175万円余は、図書館本館、分館の運営に関する経常経費のうち、図書などの資料購入費、図書館システムに関する経費などを除いた経費です。昨年1年間、本館、分館の貸出冊数は67万9,711冊。市民1人当たりの個人貸出しは9.7冊でした。新型コロナ対応として4月から5月にかけて休館などがあったものの、対前年比3.3%減にとどまりました。

次の白丸、市民読書活動推進事業181万3,000円余は、絵本プレゼントの事業を初め、市民読書活動グループ及びPTA親子文庫など、市民による読書活動の推進に係る経費です。昨年度、特にセカンドブックは配布方法を変更したことによりまして、受渡し率が98%に大きく上昇いたしました。

次の白丸、古田晁記念館諸経費173万円余は、館の運営に係る経常経費です。

246、247 ページを御覧ください。1つ目の白丸、本の寺子屋推進事業179万9,000円余は、図書館の重点事業として実施しております、信州しおじり本の寺子屋及び子ども本の寺子屋に関する経費です。年度当初、15回の講演会を予定しておりましたが、そのうち5回は感染症の影響で中止、延期といたしました。また、コロナ禍での対応として、新たに、県内外の図書館と連携して講演会のリモート配信を導入いたしました。子ども本の寺子屋でも、ワークショップとバスツアーなどを中止いたしました。参加者は、一般向けの本の寺子屋が718人、子ども本の寺子屋が434人、合計1,152人でした。

次の白丸、図書館サービス基盤整備事業5,349万円余は、図書館の基盤となる資料及び図書館システム、設備などに関する経費です。図書購入費で1万2,740冊を購入いたしました。購入と並行いたしまして、古い図書などを中心に約1万4,000冊の除籍を行いまして、年度末の蔵書数は本館、分館合わせて50万3,000冊余となりました。私からは以上です。

**○平出博物館長** 続きまして、5目平出博物館費、一番下の白丸、平出博物館運営事業につきましては、決算説明資料122ページ下段、工事請負費等明細書74ページ、また入館状況につきましては、決算説明資料21ページを併せて御覧ください。こちらの事業は、年3回開催しております企画展や平出歴史大学、土曜サロンといった

講演会などの博物館事業及び施設の維持管理が主な経費となっております。

続きまして、249 ページ、1 つ目の白丸、平出遺跡公園事業は、平出遺跡公園の維持管理、そしてガイダンス棟の運営や体験学習等に係るものです。

251 ページ、最初の白丸、ひらいでの里魅力づくり事業につきましては、決算説明資料 123 ページ上段も併せて御覧ください。この事業は、平出周辺の地域資源を再検証すると共に、地域資源を地域づくりに生かすためのひらいで遺跡まつりなどの事業や新平出博物館整備に向けた基本構想の策定に係る経費が主なものとなっております。なお、ひらいで遺跡まつりにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止により中止とし、その代替事業といたしましてフォトコンテストを開催いたしました。以上となります。

○**社会教育スポーツ課長** 続きまして、6 目青少年育成費、1 つ目の白丸、青少年育成事業につきましては、青少年育成センターの委員報酬、また市内各地区の子供会、育成会への補助金等となります。

○**家庭支援課長** 次の白丸、若者サポート事業ですが、決算説明資料 123 ページを併せて御覧ください。こちらの事業ですが、ひきこもり等の若者を中心とした相談に応じるほか、ひきこもりに係る講演会、家族交流会等を実施したのになります。一番下の黒ポツ、若者就業サポート委託料につきましては、NPO 法人ジョイフルに委託し、相談業務、コミュニケーション等スキルアップ講座、就労トレーニング等を実施しております。本年度からは、家庭支援課が本業務を引き継いで実施を行っております。私からは以上です。

○**社会教育スポーツ課長** 続きまして、次の白丸、青少年育成施設運営事業につきましては、塩嶺体験学習の家の運営に関する経費となります。なお、令和 2 年度につきましては、コロナの影響によりまして宿泊の利用を停止している状況です。私からは一旦以上です。

○**平出博物館長** 続きまして、252、253 ページ、7 目文化財保護費です。1 つ目の白丸、埋蔵文化財保護事業は、文化財保護法に基づきます埋蔵文化財の発掘調査や整理調査等に係る経費で、主な調査といたしましては片丘北熊井地籍で行いました道路改良工事に伴う別方遺跡の発掘調査がありました。2 つ目の黒ポツ、会計年度任用職員労災保険料 1 万 7,307 円につきましては、年度末の精算により、1,501 円が長野労働局より戻入される予定でしたが、長野労働局のシステム障害によりまして、令和 2 年度の出納閉鎖までに戻入処理が完了せず、戻入未済となったもので、出納閉鎖後の 6 月 3 日に長野労働局より市へ戻入が確認されたため、令和 3 年度の労災保険料の還付金として収入処理をいたしております。以上です。

○**文化財課長** では続いて、2 つ目の白丸、文化財管理事業です。こちらは指定文化財を保存、活用するための事業経費の執行費となっております。

その下の古文書室運営事業、こちらは近世文書を主とする歴史的資料を収集、公開、保管整理している古文書室の運営費となります。

その下の白丸、国指定文化財修理事業は、併せて決算説明資料 124 ページ、国の指定文化財建造物の保存活用を図るための修理事業等に係る事業経費となります。昨年度は、北熊井にあります小松家の耐震事業診断を令和 2 年度から行いまして、昨年終了しております。なお、こちらの耐震診断の結果、こちらは耐震補強工事が必要と診断されました。今後は、建造物の文化的価値の保存と人的安全性の確保の観点から、速やかな耐震補強工事が必要となります。なお、財源につきましては財源充当一覧表 24 ページを御覧ください。私からは以上です。

○**社会スポーツ課長** 続きまして、8 目男女共同参画推進費、備考欄 2 つ目の白丸、男女共同参画事業につつま

しては、決算説明資料 124 ページ下段を併せてお願いをいたします。学習会や啓発事業、研修会や女性相談などを通じまして、男女共同参画の事業推進を図ったものです。なお、財源といたしまして、児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金を充てております。一旦以上となります。

**○文化財課長** では、254、255 ページ、9 目短歌館費になります。白丸、短歌館運営事業、こちらは塩尻短歌館の管理運営事業費となります。昨年度は、コロナ感染症拡大防止などのため、中止となった事業も多くありましたが、開催時期、開催場所、受講人数など感染症予防対策を行いながら、短歌大学も 3 回、また短歌館のイベントとしては、そのほかの春、秋に企画展を開催することができました。

続いて、10 目自然博物館費になります。白丸、自然博物館運営事業です。こちらは自然博物館を運営するに当たり、必要な経費です。こちらも短歌館と同様、昨年度はコロナ感染症拡大防止のため、中止となった事業もありましたが、企画展、昆虫展など特別展を開催することができまし、また自然科学講座も行うことができました。私からは以上です。

**○平出博物館長** 続きまして 256、257 ページ、11 目日本洗馬歴史の里運営費です。1 つ目の白丸、本洗馬歴史の里運営事業は、主に本洗馬固有の歴史文化を中心に、本市の中世以降の歴史文化を学ぶ釜井庵寺子屋塾や洗馬歴史講演会等の事業に関する経費、そして資料館等の維持管理経費が主なものとなっております。以上です。

**○文化財課長** 続いて、12 目町並み保存推進費になります。1 つ目の白丸、町並み保存推進事業ですが、こちらにつきましては、本市の伝建審議会の審議委員の報酬及び全国伝建協の総会などの協議会負担金になります。

次の白丸、重伝建整備事業です。こちらは、決算説明資料 125 ページの上段も併せてお願いをいたします。こちらは重伝建地区内の修理、修景に関わる補助金の経費となります。昨年度は平沢、木曾平沢、奈良井、各 1 か所ずつ修景を行っております。なお、財源につきましては財源充当一覧表 25 ページを御覧ください。

258、259 ページ、13 目檜川地区文化施設費になります。1 つ目の白丸、檜川地区文化施設運営事業費ですが、こちらは檜川地区にあります贅川の関所、木曾漆器館及び旧中村家住宅の施設の維持管理費となります。こちらも、昨年はコロナ感染症予防のため、4 月から 5 月は施設を休館しておりました。私からは以上です。

**○社会スポーツ推進課長** 続きまして、14 目芸術文化費、白丸、芸術文化事業につきましては、春の芸術祭、秋の文化祭、音楽祭等の委託料が主なものとなりますが、昨年はコロナ感染症の影響によりまして、文化財の展示発表のみ実施ができたものとなっております。

続きまして、6 項保健体育費 1 目保健体育総務費、2 つ目の白丸、市民スポーツ振興事業につきましては、保健体育全般に係る事務的経費の執行、また松本山雅ドリームフェスティバルの負担金となっております。

決算書 260、261 ページ、備考欄 1 つ目の白丸、スポーツ活動支援事業につきましては、全国大会等への出場激励金、市民スポーツ大会への補助、小中学生へのスケート場シーズン券の購入負担金となっております。青少年スポーツ全国大会等激励金につきましては、全額スポーツ夢基金からの繰入金となっております。

2 つ目の白丸、競技力向上事業につきましては、決算説明資料 125 ページ下段を併せてお願いをいたします。塩尻市体育協会に委託しました 2 つの振興事業につきましては、コロナの影響により中止となった事業分を精算いたしまして、決算をさせていただきました。

続きまして、3 つ目の白丸、健康スポーツ推進事業につきましては、教育委員会が委嘱しておりますスポーツ推進委員、スポーツ普及員に関わる経費の執行となります。

4つ目の白丸、塩尻トレーニングプラザ運営事業につきましては、指定管理料、駐車場使用料及び昨年の緊急事態宣言に伴う閉館などに伴い、事業継続支援を行ったものとなっております。

続きまして、2目体育施設費、1つ目の白丸、体育施設管理運営事業につきましては、市内の体育施設の維持管理に関わる経費を執行したものとなっております。財源につきましては、各施設の使用料を充てております。

決算書 262、263 ページ、備考欄 1つ目の白丸、体育施設整備事業につきましては、市内体育施設の緊急的な修繕及び中央スポーツ公園テニスコートの人工芝張替えなどの工事を行ったものとなります。人工芝張替え工事は、財源として合併特例事業債を充てさせていただいております。

2つ目の白丸、総合体育館建設事業につきましては、決算説明資料 126 ページを併せてお願いをいたします。工事費、備品購入費などを執行し、無事総合体育館が完成いたしました。なお、建設事業に関わる5年間の最終的な総事業費といたしまして、36億2,855万2,000円となりまして、3月に開催をいただきました新体育館に関する特別委員会におきまして、見込みで報告をさせていただきました36億2,841万8,000円との差額につきましては、13万4,000円の増額となっております。コロナ対策の備品の購入や竣工後に設置いたしました看板などの費用分となっております。

続きまして、3つ目の白丸、総合体育館運営事業につきましては、竣工引渡し後の光熱水費、開館準備委託料などとなります。

決算書 264、265 ページ、白丸、新体育館建設事業（繰越）につきましては、令和元年度からの繰越分となります。国の補正予算により、国庫補助金である学校施設環境改善交付金の部分の事業費を繰り越したものとなっております。総合体育館に関する財源充当につきましては、合併特例交付金、合併特例事業債などを建設事業に充てておりますし、合併振興基金繰入金を運営事業に、繰越分の建設事業につきましては、学校施設環境改善交付金、学校教育施設等整備事業債を充てたものとなりまして、具体的な金額は財源充前一覧の26ページに記載をさせていただいております。説明につきましては以上となります。

○**委員長** それでは、ただいま説明を受けました部分についての質疑を行います。ページを区切って行います。初めに243ページの公民館費までについて質疑を行います。ありませんか。

○**丸山寿子委員** 239ページの最初の白丸、全国短歌フォーラム事業ですが、大会が中止で、作品集とホームページ上での入賞歌の発表ということで、投稿が思ったよりは減らなかったということでした。決算説明資料は119ページですけれども、ここで努力として、大学や大学の短歌サークル等にも呼びかけていただいたということで、以前お聞きした中では、高校はいろいろな高校生向けの大会もあるので減少したとお聞きしたのですが、高校は前年どおりだったのでしょうか。もし分かればお願いします。

○**社会スポーツ推進課長** 手元の資料で高校生という区切りでは持ち合わせておりません。申し訳ありません。10代としてですが、第34回の投稿者は7名でした。

○**丸山寿子委員** 短歌も一時高齢化して行って、どうかというところがあったのですけれども、スマホだとかいろいろメールを送るようになって、若い人たちも大分やるようになっていたり、あるいはNHKの番組だとかでも、いろいろ若い人たちも出演するようになって、短歌を作る人も増えてきたようです。大会があったときは、選者の関係もあるとは思いますが、割合と若い人が塩尻を訪れるようになっていたので、コロナの関係で大会中止というのは残念です。少しお聞きしたいのが、イベントができなかったということで、毎年若い歌人とお

笑いの関係のタレントの方が来てくださっているのが人気があったのですけれども、それがやれなかったので、若い人に向けての何か発信していく部分が、もしコロナだった場合でもできたらいいなと思います。ホームページでの入賞歌の発表だけでなく、また何かそこに工夫できるようだったらお願いしたいと思います。これは、要望にします。

それで、あと事業所といいますか、市内でも美容院で、その単位で毎月短歌を作って、また投稿もしてくれているようなところもあります。どれだけ効果があるか分からないのですが、そういったところにもPRして投稿を呼びかけるようなものを配布するというのも一つの工夫かと思うのですけれど、どうでしょうか。

**○社会スポーツ推進課長** すみません、1つ訂正をまずさせてください。先ほど10代7名といましたが、これは本大会への投稿者となります。学生の部は把握しておりませんので、申し訳ありません。

それで、市内の美容院等で短歌の作品を作られているということですが、現在、広報しおじり等を通じまして、市民の皆様には大会への投稿等も呼びかけさせていただいておりますので、これの延長線で何かもう一工夫できればというところがあります。担当者と今後の活発な投稿につながるような方法を十分検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**○丸山寿子委員** あと1点要望で、大会中止なのですけれど、短歌フォーラムで本当に若い人たちが結構毎年訪れているので、少し文化芸術のところと離れるかもしれないのですが、塩尻の観光だとか塩尻をPRできるようなことの工夫も併せてやっていただきたいと思います。二人組とか来て奈良井宿に寄っていくとか、そういったような声も聞きますので、これは要望にしておきます。

**○委員長** ほかにありますか。

**○副委員長** 総合文化センターの部屋の予約というか、そのシステムについてお伺いしたいです。1年前から月ごとに予約をやるようになっていて、朝の当番になって部屋を取りに行ったら7時前には行ってくださいと。冬だったのですが、6時半頃行って、あの前で待って、そしてやっと玄関を開けてもらって入って。そうしたらボランティアというか自分で率先してやってくださる方が、整理券を自分で作って配って、それをもらおうと、今度は本受付のときに並ぶ順番がいただけるということになっていて、いやいやこれは大変なことだと。その方がいないと、スムーズに流れないというように私は自分で体感したわけですが、実際は8時過ぎないと本抽選にならないわけです。6時半から来て実際に抽選して、しかも、その後重なったら調整だとか、抽選できた人の早い者勝ちになっていて、もう十何番だということで、はらはらしながら待っているという状態でした。これは、例えば自動の予約整理券の発行の機械が入るとか、それをシステム化して、周知をして、こういうふうにやってくださいとあって、システム的にもう少しやりようがありはしないかなという気がしたのですが、いかがでしょうか。

**○社会スポーツ推進課長** 総合文化センターの3か月前の利用の予約につきましては、文化センターの登録団体として認められた方が対象となっております。ですので、基本的には早くから来られて、順番を取って、1番、2番で入りたいという団体の方が、自主的に順番を間違わないようにということで、善意でやっていただいたものと解釈しております。基本的には、理想を申しますと、皆さんスマホとかインターネット回線がつながるものを持っている時代ですので、システムから予約をしていただいて御利用いただければというところが理想です。しかし、古くから公民館等のサークル活動として長く活動されている団体が多い中で、高齢化も進んでおり、なかなかシステムに追いつけないという方も多いものですから、昔からの形態で、朝早く来た順に8時半からの本

予約の順番という形を取らせていただいております。いずれデジタル化はしていかなければいけないと考えておりますので、また登録団体の皆様とお話をしながら改善をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○副委員長 現場のシステムの難しい事情も私は分かっています。だけど、これは何かやりようがあるよなど。特に、その人が介在をしないと、来た人十何人かがそこで右往左往に実際になるのです。そこらを見て、その人がいないとできないというのはこれもおかしいのではないかなと、本当に素朴にそういうふうに感じましたので、ぜひこれは善処していただく方法を考えていただきたいなと思います。

○委員長 ほかにありますか。ないようですので、243 ページまでは終了といたします。

この際、1時10分まで休憩をします。

午後0時01分 休憩

---

午後1時08分 再開

○委員長 それでは休憩を解いて再開します。

○社会教育スポーツ課長 先ほどの丸山委員からの全国短歌フォーラム学生の部への高校生の投稿の状況につきまして、御答弁をさせていただきます。昨年につきましては高校生1,238名、一昨年と比べまして73人の増となっております。

○委員長 いいですか。

それでは、引き続き質疑を行います。次、253 ページ文化財保護費まで質疑を行います。ありますか。

○丸山寿子委員 245 ページ、市民読書活動推進事業ですが、絵本プレゼントということで、決算説明資料は121 ページ、ファーストブックとセカンドブック事業を推進ということで、まず最初にそのことでお聞きします。まず確認で、健診を活用してやっている事業だと思いますが、何歳の健診のときに、どのようなPRをして実施しているのか。それから、セカンドブックについて、受取りの率が落ちていたということを以前お聞きしていて、それで工夫をしたということですが、どのように工夫したのかについて教えてください。

○図書館長 初めに、ファーストブックとセカンドブックの年齢ですけれども、ファーストブックは4か月児健診、セカンドブックは3歳児健診のときに、絵本をプレゼントする事業です。それぞれの年齢に応じまして、ファーストブックが6冊、セカンドブックは5冊、プレゼントする絵本を図書館員が選定をいたしまして、リーフレットをつくっております。それと、その方が受け取ったかどうかを確認するための引換券をお渡ししまして、健診のときに受け取っていただくというものです。セカンドブックは、健康づくり課から3歳児健診の通知を郵送するときに、引換券とリストを送っていただきまして、健診のときに実際に本を見て選んでいただいております。こんにちは絵本につきましては、出生された折の窓口で、同じくリストと引換券をお渡ししております。

セカンドブックの受渡し率の課題についてのお話がありましたけれども、これにつきましては、これまでセカンドブックは健診会場でお渡しするのではなくて、図書館の本館、分館に来て受け取ってくださいということにしておりました。これは、3歳になったお子さんとお母さんに、ぜひ図書館に来るきっかけにさせていただきたいということがありまして、そのような方法を取っておりましたが、その時点での受渡し率が60%前後、4割のお母さんが受取りに来てくださらないという状況がありました。4割のお子さんには絵本がプレゼントされていな

いということのほうが課題と考えまして、セカンドブックを3歳児健診のときに会場でお渡しするようにいたしましたところ、98%の受渡し率になりました。令和2年度は、実績としまして、549人のお子さんにプレゼントすることができました。

○丸山寿子委員 図書館にぜひ来てほしいということをやっているということをお聞きしたわけですが、その場所で受け取れたら、子育てで日々忙しいという実情がよく分かりました。

あと、課題のところですが、サードブックの導入検討を進めることが必要とありますが、今のところ、何歳にどのようにとお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○図書館長 サードブックの導入の検討につきましては、このたび策定をいたしました市の第3次子ども読書活動推進計画、この中に項目を盛り込みました。と言いますのも、長野県の第4次子ども読書活動推進計画が策定された折に、市町村におけるサードブック導入の推進というのが項目として県で示されました。要するに、県内の市町村では大方ファーストブック、セカンドブックの導入が進んできたところ、さらにそれをサードブックとして充実をさせていくという方針があります。この年齢につきましては、実はファーストブック、セカンドブックにつきましても、各市町村でそれぞれ違います。1歳、2歳、3歳あるいは小学生、中学生にセカンドブックをプレゼントするという自治体もありますので、そんな状況ではありますけれども、塩尻市では3歳のときにセカンドブックをプレゼントしておりますので、その次のタイミングとしましては、小学校入学時あたりの時点でサードブックがよいかとも考えております。これにつきましては、学校での読書教育や図書館利用教育ということもありますので、関係部署とお話をしたり、どのような内容のものをプレゼントするのが、どの年代にふさわしいかということにつきましても、研究が必要ですので、まだそこら辺は限定的に考えずに協議をしながら、導入に向けた研究を進めていく段階とお答えをしておきます。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

○柴田博委員 同じ245ページが一番下、古田晁記念館の関係です。現状での開館日と入館者数、それから入館者の内訳、市内の方が多いか、市外の方が多いか、初めての方が多いか、リピーターが多いのか、その辺について分かる範囲でお願いいたします。

○図書館長 古田晁記念館の来館者につきましては、令和2年度の実績ですが、年間の開館日数が83日。これは土日祝日に限って開館ということで、そのような日数です。来館者は168人という内訳でした。一昨年度の数字を申し上げますと、開館日数95日のところ、大人252人、子ども28人で、計280人という内容です。利用者の市外、市内などについての把握はしていないものですから、具体的な数字は申し上げられません。私の知っている範囲でいきますと、県外から古田晁記念館についての問合せをした上で来館されるという事例もありましたり、近隣の子どもたちを連れて古田晁記念館を見学したいという申出がありまして、中には複数回、市内から記念館に来館されたというお話もお聞きしておりますので、内外からの来館ということですが、この数字につきましては決して十分と考えておりません。館を運営している限りは、来館を促す工夫や館の運営については、もう少し努力をしていく余地があるのではないかと考えているところです。

○柴田博委員 決算説明資料の21ページに、生涯学習関係の施設の利用状況という表があるのですが、ここには古田晁記念館は入っていないのですが、位置づけとしてはどのようになりますか。一般の人が来館して見て帰るというものではなくて、特別に興味のある方や研究者とか、そういう方のための施設に近いと受け取るの

ですけれど、その辺についてはどうですか。

○**図書館長** 施設の性格といたしましては、社会教育施設で、分類としては文学館という扱いになります。決して専門的な方が訪れるということだけではなくて、広く市民の皆さんに、塩尻市出身の出版人古田晁について知っていただく。古田晁が、当時の全国的に著名な文人たちと交わした書簡類、太宰治との交流の記録なども展示をしておりますので、そういった意味では、一般の皆様にも多く来館していただける施設です。先ほどのリストの中に入っていないということにつきましては、無料の施設ですから、入館料のリストにはないのですけれども、基本的には生涯学習部で所管している、そのような同様の施設です。

○**柴田博委員** 私は、もっと市民の方も利用していい施設だと思います。そういう意味で、知っている方は県外からでも問合せをして、調べて来ていただくわけですから、もう少し市民が手軽に行けるような、そういう情報提供をもう少し考えてやっていただけたら、もっと増えるのではないかと思いますので、ぜひよろしく願います。

○**委員長** ほかにありますか。

○**小澤彰一委員** 247 ページ、本の寺子屋についてです。先頃、第2弾として、本の寺子屋の本が出版されましたけれど、そうそうたるメンバーがいらっやっています。この67万円という謝礼ですけれど、これは特別な配慮でこれだけ安く抑えているのか、人によって高かったり安かったりしているのか、その内訳を教えてくださいたいです。

○**図書館長** 本の寺子屋には、全国的に著名な講師の方が来ていただいております、これまで百数十名ということです。これは、立ち上がりからお世話になっております長田洋一さんという元河出書房新社で文藝という雑誌の編集長をなさっていた方が、この事業の企画にも今関わっていただいております、そういうところから講師を紹介しているものが半数以上あります。この謝礼につきましては、通常で呼び出すのとは1桁安い謝礼をお願いしておりますけれども、それは長田さんの人脈の中でということ。それから、この本の寺子屋が掲げている理念に賛同していただいて、謝礼の額ではなく、事業への参加の意義を感じていただいた皆様方にお越しいただいているということで、額については4万円から6万円程度が1回の講師謝礼です。

○**委員長** いいですか。ほかにありますか。

○**副委員長** 253 ページの国指定文化財の修復で、耐震が課題と。特に小松家住宅というお話がありましたが、あのような200年以上たっている家屋の耐震工事というのは、基本的にどのように行われるのでしょうか。

○**文化財課長** 詳細につきましては、係長から説明いたします。

○**文化財係長** 国指定重要文化財の耐震の工事ということですが、まずは、所有者による所有者診断という予備診断というものが基本的にはあります。そこで問題があるものについては、さらに基礎診断というものをします。そこでも具体的にこういった構造補強、何が必要ということが決まった場合には、方法としては、重要文化財の構造補強だけをする工事もありますし、屋根のふき替えや建物自体を修理するときに合わせて構造補強を行うということもあります。基本的な流れで言うと、そういったことになります。

○**副委員長** 手続の流れではなくて、あのような文化財はそもそも耐震構造になっているわけでもなくて、しかも200年以上たってきた。特に小松家住宅は民家の中でもあのような状況で、あれで耐震をとったときに想像つかない。金物を入れたり筋交いを入れたり、それをやったら逆に意味がないので、その上でどのような耐震補



強を行うのか。技術的なところの想像がつかないので、お願いします。

○文化財係長 具体的な補強の内容につきましては、文化財に精通している専門業者に診断してもらった結果、例えば小松家と言えますと、今計画しているのが安全確保水準といいまして、大地震振動時に、建物が完全には倒壊しないレベルのものということで、具体的には副委員長おっしゃったように、壁に筋交いを入れるとか、それにしても文化財的価値が損なわないように、目立たない位置につけるとか、具体的にはそういったことになります。

○副委員長 分かりました。専門家が入って、目立たないようにやる。あるいは金属やコンクリートを使わないでやる。そういう制約が入って、耐震そのものが建築基準法に最後は合致するということになる、これは物理的に無理ではないか、やること自体に意味があるのかと思ひまして。私、奈良井宿に住んでいて、例えば私たちの家の場合、見えないところに金物を入れたり筋交いを入れたり、あのような家はやればできるのですが、小松家住宅あたりは、どうやってやるのか想像がつかない。それでお聞きしました。

○文化財係長 小松家住宅については、壁と壁の間に筋交いを入れて、さらに板で覆って見えなくするというのを今考えています。ただし、絶対見えてはいけないというわけでもありませんし、当然文化財の中には金属で補強しているところもありますので、どうしても重要文化財だから金属は駄目だということではないと思ひますが、その辺、どのように具体的にやっていくかということは、当然国指定のものでありますので、文化庁等と協議した上で、考えていくということでありまして。

○委員長 ほかにありますか。

○丸山寿子委員 251 ページの下から2つ目の白丸、若者サポート事業ですが、その中の相談支援について。決算説明資料は123 ページの下段にあります。相談には家族からの相談、支援機関からの相談、多くの場合はそのようで、本人からの相談はなかなかできないと聞いていますが、ここを見ますと6件あります。生活相談が全体の中で11件、ひきこもり相談が14件という中の、本人からの相談6件だと思ひのですけれども、本人からの相談は、ひきこもり相談として来ているのかどうなのか、分かれば教えてください。

○家庭支援課長 若者相談になりますので、様々な相談をお受けしています。具体的には、やはり生活相談が一番多くて、本人がひきこもりの相談に直接来るというケースはなかなか難しかったという現状があります。

○丸山寿子委員 なかなか自分からひきこもりですということは言えないので、どんな相談でも受けるということで来てもらえるものは、出向くきっかけでいいと思ひます。それで、8050 問題もあって、親も高齢になってきてということが、社会的にもようやく言われるようになりました。一番下の課題のところにも、実態がつかめず、また家庭への介入なかなかできないとあります。また、相談体制づくりが必要とありますけれども、秋田県のある社会福祉協議会の取り組みで、そういう方たちのために、みんなで楽しめるレクリエーションを開いても誰一人来なかったのだけれども、例えば介護の資格が、仕事のための資格が取れますというような講座を開いたら、あふれるように来たというケースが、一つモデルケースとして話題にはなっています。相談に乗れる専門の方も大事だと思いますが、社会福祉協議会などは幅広くいろいろな方たちとの入り口を持っているわけで、そういったところとも協力することも必要ではないかと思ひますが、どうでしょうか。

○家庭支援課長 丸山委員おっしゃるとおりだと思います。様々な機関から相談につなげていくということが必要と考えております。本年度、庁内では福祉課、健康づくり課、まいさぼ、相談支援センターボイスで庁内連絡

会を毎月1回開催しております。8月には、生活困窮者、ひきこもり、自殺対策も含めまして、社会福祉協議会も入っていますけれど、関係するそういったところへの周知を行いまして、様々なところから情報を頂くと共に、提供できるような体制を整えつつありますので、継続してやってまいりたいと考えております。

○委員長 ほかにありますか。それでは、253 ページまでは終了といたします。

続いて、259 ページの芸術文化費までの質疑を行います。ありますか。

○樋口千代子委員 255 ページの自然博物館運営事業についてお伺いいたします。現在の自然博物館の移転スケジュールについてお聞きしたいと思いますけれども、昨日、建設事業部へ質問させていただきましたら、令和6年から、小坂田再整備事業の自然博物館の改修を開始していきたいという御答弁でした。残り3年半になりまして、そんなに期間が残されているわけではありませんので、初めに、現在の自然博物館の移転スケジュールについてお伺いいたします。

○文化財課長 自然博物館の移転スケジュールですけれども、昨日の都市計画課の答弁どおり、令和6年度の新しい移転先での開館に向けて、現在スケジュール調整をしております。こちら、移転先や規模等につきましては、今後行われます行政評価の中で、さらなる検討をしたいと考えております。またその中で決定していく予定です。それから、今後どんな博物館を目指していくのかというところでは、今年度、基本構想を策定予定ですので、こちらで基本構想を策定していく予定になっております。以上です。

○樋口千代子委員 新自然博物館研究会を立ち上げられて、令和2年度は1回開催され、今年は数回開催されていると思いますけれど、今おっしゃった基本構想というのは、この新自然博物館研究会で作成されていくのでしょうか。

○文化財課長 策定そのものは研究会ではなく、市の担当部署で策定を予定しております。研究会につきましては、今現在ある自然博物館の現状を見ながら、どのようなものを自分たちは要望していくのかという御意見を吸い上げる場所として考えております。

○樋口千代子委員 今、自然博物館には、5万頭近いチョウが保存されているということで、この保存をどうしていくかということと、市民の皆さんの目に触れていただくための博物館、また観光や人の流れをどうしていくかということを考えていただきたいと思いますけれども、リーダーシップを取られる部長のお考えをお聞きしたいと思います。

○生涯学習部長 本議会でも御答弁申し上げましたけれども、確かに貴重なチョウが今5万5,000頭、それからその後集めたチョウが約1万頭、それから昆虫も含めてあります。それを市民の皆様に広く見てもらおうということは、当然果たすべき役割だと思っています。現在いない学芸員、例えばこんなチョウはどこに行ったら捕れるのかということも、今現在詳しく答えられないという課題がありますので、その辺はきちんと担保するような博物館にはすると共に、ぜひ塩尻の自然を知ってもらう、体験していただくというような、できれば動のほうを、これからも広く観光面も含めながら目指していくような施設になればと考えているところです。

○樋口千代子委員 委員の皆さんにも市民の皆さんからいろいろ要望が入っていると思うのです。地球の宝石箱の隣がいいとか、あそこがいいとか。先ほど中学校の話も出ましたけれども、新設または改修であつてもかなりの費用がかかるわけです。そこが、博物館機能がしっかりできていくかというのは、もう研究ではなく検討していく。残されたのは3年しかありませんので、検討していく時期だと思います。経過につきましては、その都度

議会にぜひ説明していただきたいと要望しておきたいと思います。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。ないようですので、259 ページまでは終了といたします。

次に 265 ページ、体育施設費までの質疑を行います。ありませんか。

○西條富雄委員 261 ページ、健康スポーツ推進事業。スポーツ推進委員とスポーツ普及委員と両方あるのですが、以前にも一般質問で質問したのですが、活動はほぼ似ているところがあります。もう1つ問題が、各地区からその推進委員あるいは普及委員の選出はかなり苦勞して出しております。人口が減っているばかりではなくて、こういった仕事をやりたがらない若者が増えてきているものですから、推進委員と普及委員は、できれば統合する。そうすると、人数も 58 人からひょっとして 40 人ぐらいで済むかもしれません。そこでコストダウンを図ってスポーツ健康を推進するということは、私は本来ではないのですが、統合できない最大の理由は課が違うからということでしょうか。教えてください。

○社会教育スポーツ課長 統合につきましては、確かに課題がたくさんあります。できない理由としては、発足した経過と位置づけが異なっております。推進委員は法定ですし、普及員は市が独自に制定したという過去の経過もあります。そういった課題も整理しながら、現在活動されている方の思いとか地区の思いを確認して、研究させていただいておりますので、また、決定する方向が出ましたら、しっかりと報告させていただきたいと思えます。

○西條富雄委員 各委員の皆さん、頑張っているのはよく分かっているのですが、実はこれが市民に、どういうことをやって、どういう効果が出ているということがはっきり出ていない。スポーツ推進員日より、これもはっきり出てこないということがあつたりしますから、市民にもっと分かりやすくできる方法も考えてほしいという要望を入れておきます。

○委員長 ほかにありますか。それでは、265 ページまでは終了といたします。

職員の入替えをお願いします。

○委員長 それでは、11 款災害復旧費、264、265 ページの説明を求めます。

○農林課長 それでは、災害復旧費の説明を申し上げます。工事請負費等明細書、工事関係は 9 から 11 ページ、委託に関しましては 64 ページとなります。11 款災害復旧費 1 項農林水産施設災害復旧費 1 目農業施設災害復旧費であります。1 つ目の白丸、市単農業施設災害復旧費 227 万 2,000 円余は、令和 2 年 7 月の豪雨災害に関わる復旧費でありまして、重機借上料 110 万 6,000 円余は、堰の土砂撤去やのり面復旧等であります。また、その下の災害復旧工事 2 か所 116 万 6,000 円は、水路等の復旧工事であります。

その下の白丸、農業施設災害復旧費（繰越）は、令和元年 10 月の台風 19 号災害に関わる復旧費でありまして、1 つ目の黒ポツ、設計委託料 44 万円及び工事請負費 2,191 万円余は、下小曾部の原村堰頭首工の復旧に関わる設計業務です。それから工事費であります。本工事請負費の財源といたしましては、国の農業施設災害復旧事業補助金を活用しておりまして、1,914 万円が充当されております。

その下の白丸、2 目林業施設災害復旧費の市単林業施設災害復旧費 600 万円余は、令和 2 年 7 月の豪雨災害に関わる復旧費でありまして、重機借上料 470 万円余は林道作業道 17 路線の路面整備等であります。また、災害復旧工事 129 万円余は林道小曾部線における舗装復旧であります。私からは以上です。

○建設課長 続きまして、2 項土木施設災害復旧費 1 目土木施設災害復旧費ですが、令和 2 年 7 月 3 日から 7 月

18日までの大雨に伴う災害復旧工事となります。備考欄の白丸、市単土木施設災害復旧費につきましては、支障木の伐採委託料といたしまして、主に檜川地区の贅川沢において、大雨により河川に倒れてきた樹木の伐採を委託したものです。また、重機借上料につきましては、檜川地区の鳥居峠線などで、大雨の影響で崩落した土砂の撤去や路面整正等を行ったものです。また、災害復旧工事8か所につきましては、広丘野村地区で既存の浸透ますの老朽化に伴い機能が低下しまして、大雨の際に付近の家屋に浸水した箇所などがありました。これに換わりまして排水ポンプを設置し、その先の雨水幹線に流すための工事を実施したのなどです。私からは以上です。

**○都市計画課長** 私からは、3項都市計画施設災害復旧費に係る御説明をいたします。1目都市計画施設災害復旧費、白丸、市単都市計画施設災害復旧費は、今まで説明がありましたとおり、令和2年7月の豪雨時に、木曾平沢駅前にありますうるしの里駅前公園の親水水路で越流がありまして、下の住宅に水が流れ込んだことから、水路の断面を大きくするための改修工事を行ったものであります。以上、11款災害復旧費の説明となります。

**○委員長** 決算ではありませんが、昨日、土木費の中で、今回の豪雨災害について幾つかの御質問が出されまして、概要についてまとめたものを委員会に提出するように求めて、今日、皆様にお配りしていますので、この資料についての説明をお願いします。

**○危機管理課参事** それでは、資料の御説明等をさせていただきます。令和3年8月大雨災害についてということで御報告申し上げます。報告の趣旨ということですが、本年8月の記録的な豪雨によりまして、市内各地で被害が発生したものでありまして、その概要について報告をするものです。

2降雨状況です。8月13日から19日までの7日間の降雨量を記載しています。市内11か所に設置してあります雨量計で観測した雨量となっております。累計で400ミリを超えた箇所が3か所ありまして、木曾くらしの工芸館、上小曾部浄水場、檜川中学校ですが、ほぼ全域で300ミリを超える降雨量を記録したものです。右側の3列については過去との比較ということで、昨年、一昨年の8月の月間雨量、それから昨年7月も災害がありましたが、そのときの降雨量を参考として記載しています。

2ページ、3気象警報発表状況ということで、大雨洪水土砂災害に関する注意報、警報、この発表期間を塩尻市地域と檜川地域に分けて記載しています。薄い網かけの部分は注意報、濃い網かけ部分は警報が発表された期間となっております。

4警戒レベルと市の対応ということで、14日土曜日の14時30分に、市内全域に対して警戒レベル3高齢者等避難を発令いたしました。これは同日13時50分に、塩尻地域に土砂災害警戒情報が発表されたことに伴いまして発令したものです。市の対応としては、大雨警戒本部を設置し、また危機管理総合センターチームを参集、市内の各所への避難所の開設、防災無線緊急メールでの市民への避難呼びかけ等を行ったものです。その後、災害発生危険が高まったとしまして、檜川地域においては14日の21時に、上小曾部区においては15日の10時45分に、警戒レベルをそれぞれ4に引き上げて避難指示を発令いたしました。それに伴い、防災無線等によりまして避難を呼びかけたものです。それ以降は、気象警報の解除等を見ながら、順次避難所を閉鎖しまして、8月25日午前9時に警戒本部を廃止としております。

3ページ、避難所状況です。土砂災害の危険性が高まった地区の11か所に対して避難所を設置いたしました。14日の18時から16日の20時にかけて、記載のとおり、住民の方が避難をしています。

6被害状況ですけれども、人的被害はありませんでした。物的被害については、床下浸水が28件発生しており

ます。地区別の内訳は記載のとおりです。

7 災害復旧補正予算額です。公共災害を除いた市単独費で1億1,280万6,000円に上ります。この補正予算につきましては、議会最終日に、追加提案でお願いをする予定としております。

8 被害箇所数です。各種施設で被害が発生しておりまして、国庫補助、市単合わせて合計182か所となっております。

この後、国庫補助関係分につきましては、担当課から御説明を申し上げます。私からは以上です。

**○農林課長** 私からは、農業施設被害の概要について、国庫補助対象になるものについての御説明を申し上げます。資料3枚目、4枚目につきましては、それぞれの箇所の位置図。それから4枚目、5枚目、A4の縦になりますけれども、こちらは大規模被災箇所の写真つきの図面を用意しております。

被害の状況ですが、ため池への土砂の流入、また畦畔の流出、それから河川内の堰堤の破損などがありまして、全体箇所数116か所のうち、国庫補助事業について、事業での復旧を予定している箇所が9か所となっております。

今後のスケジュールですが、災害の査定につきましては、11月の中旬を予定しておりまして、その後採択がされ、早いところでは年内に着手をする予定です。また、全体の工事完了については、令和4年度中に完了を目指していきたいと考えております。私からは以上です。

**○建設課長** それでは、8月の大雨に伴う災害のうち、建設課が所管いたします道路施設及び河川施設の災害です。資料にもありますが、市内全体で182か所の被害を確認しておりますが、そのうち規模の大きい17か所を、国の補助を受ける公共災害として現在手続を進めております。おおむね10月中旬から12月にかけて国の査定が行われた後、詳細設計を行いまして、年明けを目安に工事発注を予定しております。公共災害の対象と考えている箇所については、添付の地図と写真で御確認をいただければと思います。

お配りした資料、最後のページを御覧いただきたいと思います。高ボッチ線東山ルートと左肩に書かれた資料を御覧いただければと思います。こちらにつきましては、今回の災害査定から箇所を外しております。その理由につきましては、添付の写真で御覧いただければと思いますが、道路を含めまして、付近山全体が地滑りを起こしている現象と考えられるということで、県と相談いたしまして、しっかり地滑りの調査をした上で、改めて国の査定を受け、補助申請をしていくべきだということで指導を受けておりますので、そういった調整をしております。また、建設課の所管する箇所、地図を添付させていただきましたが、中に、赤の引出線だけで路線名などが入っていない箇所があります。こちらについては、当初公共災害等と考えておりましたが、災害の規模が小さくて、市単災害に振り替えたもの等もありますので、御承知おきをお願いいたします。以上、建設課からの説明となります。

**○委員長** それでは、まず決算の災害復旧費について質疑を行います。ありませんか。

それでは、この豪雨災害につきましては、最終日に追加の議案として提出されますので、質疑はそのときまで譲りたいと思いますので、次に進みます。

それでは、12款公債費、266ページからと、あと、財産に関する調書367ページからの説明をお願いいたします。

**○財政課長** それでは、決算書266、267ページ、12款公債費です。元金償還金につきましては28億5,900万円

余、また、利子償還金につきましては1億1,200万円余となったところです。なお、元金償還金のうち、市営住宅等に関する償還につきましては、住宅使用料の一部を充当しているところです。

次に、13款予備費につきましては、執行はありませんでした。私からは以上です。

○**公共施設マネジメント課長** 続きまして、私からは、令和2年度財産に関する調書について説明させていただきます。決算書は367、368ページをお願いします。公有財産のうち土地及び建物について、令和2年度の土地及び建物増減について、記したものとなっております。これに関しまして、決算説明資料に記載させていただいておりますので、そちらで説明いたします。決算説明書132ページをお願いします。表は大分類としての行政財産及び普通財産に、それぞれ中分類、小分類にどのような施設が該当するのか、主な施設を例示したものです。

次の133ページ、表は、先ほどの小分類ごとに、令和2年度中の増減について、具体的に施設ごとの増減した面積を記載したものです。なお、増減がなかった分類については割愛させていただいております。主なものとしては、上から3つ目の分類、行政財産—公共用財産—その他の施設の中で、No. 1に総合体育館のユメックスアリーナの新築に伴う建物増や、その下のNo. 2、柏茂会館の譲渡に伴う土地と建物の減などがあります。なお、一番下の分類普通財産—その他の中でNo. 9で、信州F・パワープロジェクト事業用地について、土地が6万6149.3平米の増となっていますが、昨年度新たに土地の譲渡等を受けたものではなく、財産台帳に当該土地が計上されていないことから、昨年度計上したことから増となったものですので御了承ください。決算説明資料については以上となります。

決算書369ページ、公有財産のうち山林について記載したものです。表の左半分については、山林面積の増減を表示していますが、昨年度、増減はありませんでした。表の右半分の流木の推定蓄積量につきましては、面積の増減はありませんでしたが、木の成長率を年3.1%で推計いたしまして、間伐分を差し引いたもので、1万307.64平米の増となっています。私からは以上です。

○**財政課長** それでは、右側の370ページを御覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、出資による権利です。出資をしている区分につきましては、こちらに記載のとおりです。なお、決算年度中の増減についてはありませんでした。私からは以上です。

○**会計課会計管理者** 私からは、371ページの物品について御説明を申し上げます。ここに記載した物品につきましては、塩尻市財務規則第236条の規定に基づく重要物品で、二輪を除く自動車、取得価格が100万円以上の物品、市長が特に必要と認めたものを、物品の種類別に集計しております。重要物品は、年度末時点で調査し、各課等から報告があったものを台帳に登録、または抹消をしております。一番下の行、令和元年度末現在高は518点でした。令和2年度中の増減は、22点の登録、11点の抹消の結果、11点の増となり、令和2年度末現在高は529点となりました。登録が多かったのは総合体育館に関するもので、漆装飾のエレベーターの扉や上條信山の書などが装飾器具・標本類に、それからバスケットゴールなどが体育・保育器具類に登録されております。それから登録件数をもっとも多い車両類では、7台の登録、5台の抹消となり、結果2台の増となりました。リース物件については登録をしていません。リース終了後、市に譲渡された場合に登録をしております。なお、抹消した5台の車両につきましては、全て官公庁オークションに出品し、売却できております。私からは以上です。

○**財政課長** 続きまして、右側372ページ、債権です。奨学資金貸付金の年度中増減につきましては、年度中の貸付と返済金の差額でして、268万1,300円の減となっております。

373 ページ、最後ですが、基金の内訳です。年度中の増減、また、年度末現在高について記載をしております。一番上の財政調整基金ですが、令和2年度末の残高38億円余ということです。以下、それぞれの基金の状況につきましては記載のとおりです。説明は以上であります。

○委員長 それでは、ただいまの説明の内容について質疑を行います。ありませんか。

○副委員長 物品に入ると思うのですが、絵画だとか美術品等は、この中にはカウントされる分は入っていますか。

○会計課会計管理者 入っています。

○副委員長 例えば、どのようなものがどこに入っていますか。

○会計課会計管理者 例えば、本庁にあります高ボッチ高原、小岩井秀鳳の絵画などが載っております。装飾器具・標本類に載っております。

○副委員長 例えば檜川時代から引き継がれているもので、檜川小学校に池田満寿夫さんの扁額だとか三部作の作品があったり、人間国宝の巢山林山さんの漆の沈金の大きいパネルが旧檜川支所に、これがどういう扱いになるかというのが心配になっています。財産上の扱いになるというのは、この表の中では、今後どういう扱いになるのか、今どうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○会計課会計管理者 もともと檜川村で登録されていたもので、現存するものは引き続き載っているはずですが、今おっしゃられた木曾檜川小学校の「山中に学ぶ」につきましても登録されております。

○副委員長 載せるか載せないかの評価の基準というのは、車は100万円とか、さっきありましたけれども、そういう評価基準というものはありますか。

○会計課会計管理者 装飾器具・標本類につきましては、寄贈されたものなど、取得価格が明らかでないものがあります。申告された価格や美術年鑑の情報などを頼りに登録しているところです。

○副委員長 分かりました。適正に管理がされて引き継がれていくことと、もう1つは、市民の皆さんに見ていただく機会を、ものによって違うと思うのですが、貴重なすばらしい、それぞれ価値のあるものですので、そんな機会をつくっていただけたらと思います。ものによって違うので、ここで何がどう言うことではないと思いますが、要望にさせていただきます。

○委員長 ほかにありますか。ないようですので、373 ページまでは終了といたします。

説明員の交代があればしてください。

それでは次に、一般会計歳入の審査を行います。歳入については一括して説明を求めたいと思います。説明をお願いします。

○債権管理課長 それでは、一般会計歳入の主なものについて御説明いたします。なお、金額につきましては、100円以下を切捨て、1,000円単位で説明させていただきますので、御了承願います。市税に関しましては、決算書14ページからの歳入決算事項別明細書に沿って説明いたしますが、前年度との比較などは、決算説明資料も併せて御覧ください。

それでは、決算説明資料の6ページ、一般会計歳入決算額比較表は、歳入の款別に歳入合計に占める割合や前年度との比較を載せています。こちらの表、一番上の科目、1款市税につきましては、収入済額は101億6,118万3,000円で、前年度対比100.5%、5,431万円の増収となりました。不納欠損額は1,249万8,000円。収入未済

額は1億8,220万8,000円となっております。不納欠損の詳細につきましては8ページに掲載をしています。

決算説明資料の7ページ、個人市民税の収入済額の計は、36億9,634万1,000円で、前年度対比1,144万9,000円、0.3%の減となりました。このうち、現年度課税分の収入済額は前年度より209万9,000円、0.1%の減で、要因は、課税所得額の減によるものです。次に、法人市民税の収入済額は5億6,640万8,000円で、前年度対比7,205万9,000円、11.3%の減となりました。このうち現年度課税分は、前年度より7,193万5,000円、11.3%の減で、要因は、製造業・卸売り・小売業の業績の悪化と、令和元年10月から開始する課税事業年度の法人税割の税率が3.7%に引き下げられた影響によるものです。

その下の固定資産税の収入済額は48億3,334万2,000円で、前年度対比1億4,202万6,000円、3.0%の増となりました。このうち現年度課税分は、前年度より1億5,220万3,000円、3.3%の増で、要因としましては、償却資産の増によるものです。市税の最後にあります都市計画税が増となった要因も同様です。

その下、軽自動車税、種別割収入済額計2億2,788万4,000円は、従来の軽自動車税に当たるもので、前年度対比584万2,000円、2.6%の増となりました。このうち現年度課税分は、前年度より608万5,000円、2.8%の増で、要因としましては、軽四輪乗用車の登録台数の増によるものです。その下、軽自動車税環境性能割は、令和元年10月に廃止された自動車取得税に代わって課税されることとなったもので、市税ではありませんけれども、県が徴収し、市に払い込んだものです。前年度対比787万9,000円、338.9%の増となっておりますのは、令和元年度に県から払い込まれたものが4か月分程度だったことと、軽自動車の登録台数が増加したためです。

その下のたばこ税の収入済額は3億7,263万9,000円で、前年度対比2,196万7,000円、5.6%の減で、消費本数の減少によるものです。

以下の税目、鉱産税、入湯税及び都市計画税につきましては、説明を省略させていただき、最後に市税計を御覧ください。現年度課税分の計は100億8,127万2,000円で、前年度より7,507万8,000円、0.8%の増。滞納繰越分の計は7,991万1,000円で、前年度より2,076万8,000円、20.6%の減。現年度課税分に滞納繰越分を合わせた収納率は98.11%と、平成元年度以降最高であった前年度より0.2ポイント上回りました。市税の収納率が前年度より上がった要因としましては、小まめな納税の催告と差押えの強化や長野県地方税滞納整理機構へ大口滞納物件を移管するなど、徴収の強化の成果が表れているものと見ております。特に差押えにつきましては、給与、年金、預金などの差押えを早期に着手しており、市税だけでなく、収納率がなかなか上がらなかった国保税や介護保険料の滞納繰越分の徴収においても成果が表れております。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、納税困難となった方の徴収猶予の特例の適用状況につきましては、対象者が法人では51件、個人では31件の計82件で、対象額は、市税では4,617万6,000円でした。私からは以上です。

**○財政課長** それでは、市税以外の一般財源について御説明申し上げます。決算書の16、17ページにお戻りいただきたいと思っております。なお、決算カードの説明で申し上げた内容と一部重複いたしますが御了承ください。

まず、2款地方贈与税です。これにつきましては、国が徴収をいたしました特定の税目の税収。これが一定の基準によりまして交付されたものです。交付の基準につきましては、備考欄に記載のとおりですので、御覧いただきたいと思っております。

18、19ページ、3款利子割交付金から20、21ページにあります9款環境性能割交付金までにつきましては、県に納入されました税収の一部が一定の基準により交付されたものです。なお、交付基準につきましては、備考



欄に記載のとおりです。

なお、6款法人事業税交付金につきましては、決算カードの説明でも申し上げましたが、新たに創設されたものですし、7款地方消費税交付金につきましては、令和2年度から消費税率引上げによる影響が数年分となったというところでは。

次に、10款地方特例交付金ですが、こちらについても、令和元年度限りの子ども・子育て支援臨時交付金が皆減となったことから、前年比67.8%の減となっております。

22、23ページを御覧ください。次に、11款地方交付税ですが、このうち普通交付税につきましては決算カードの説明で申し上げたとおりです。前年対比1.7%の増となったところでは。

次に、12款交通安全対策特別交付金ですが、この交付基準につきましては備考欄に記載のとおりです。

54、55ページ、19款2項1目1節財政調整基金繰入金です。令和2年度は6億円を取り崩したところでは。

次の20款繰越金につきましては、前年度決算に伴いまして、令和元年度からの繰越金と繰越事業に伴う一般財源の繰越金です。

68、69ページ、22款1項9目1節臨時財政対策債につきましては、算定の結果、前年度対比1.2%の減となったところでは。

11目1節減収補てん債につきましては、コロナの関連で、昨年12月時点では、令和2年度の地方税収というのは当初の見込みより大幅に下振れする、そのような見込みであったことから、令和2年年度に限りまして、減収補てん債の対象となる税目が拡大をされたということです。なお、この減収補てん債に係る元利償還金ですけれども、令和3年度以降の基準財政需要額に算入され、交付税措置される見込みとなっております。歳入の説明は以上です。

○委員長 それでは、ただいま説明のあった部分について質疑を行います。ありませんか。ないようですので、以上で一般会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

それでは、これより自由討論に入ります。過日お願いしておりましたとおり、それぞれ決算における評価あるいは要望事項、御意見等ありましたら、御自由な発言をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○西條富雄委員 決算大変お疲れさまでした。本当に、誰も経験したことのないこのコロナ禍の中という1年の中で、非常に他市に誇れる事業、いわゆる定額給付金やマスクの配布、ワクチン接種計画の策定作業など、塩尻市の特性を持った力を発揮して、他市に誇れる事業ができたと思っております。経済対策にしましても、雇用調整助成金とか、そういった融資あっせんなどもやっていただきまして、スピード感を持った、あるいはボリューム感を持った市独自のプレミアム付商品券等も発行していただいて、非常に市内の業者からもおおむね良好な評価をもらっていると思います。また、住宅確保給付金やひとり親家庭の給付金を含めて、生活に困窮した市民への手当も丁寧にできていると思います。あと、テレワークやMa a Sといった、次世代の塩尻市の魅力を生み出すこともできたと思っております。財政的には大きな決算となりましたけれども、有利な起債の活用によって健全性は保たれたと思っております。ただ、気になったことは区長要望など、身近な課題に対し、もっと機動的な柔軟な予算措置ができていればよかったなというようなことを思って、新年度の予算で検討するというので、市民の期待に応えられるように要望しまして、少し長くなりましたけれども、そんな決算に対する自由発言をさせていただきました。

○委員長 ほかにありますか。

○青柳充茂委員 私も令和2年度一般会計決算について、今西條委員が言われたことと基本的には同じような感想を持っています。ただ、このコロナ禍という今までにない災害級の事件というか、そういうものに襲われた年度でありましたので、令和2年度予算を立てるときには見込めなかったような話が、実際には年度中にもものすごい勢いで進行したと。そういう中で、西條委員もおっしゃっていましたが、もう少し状況に合わせたような予算の組替えといたしますか、そういう対応ができなかったのかなというようなことを、何となくですけど思っています。実際に行政で具体的な施策をしていらっしゃる現場の皆さんでなければ分からないようなことというのはたくさんあると思っていて、議員ができることは、そういう現場の声を市民の側から聞いたようなことを、少しでもお届けするというようなことしかできないような限界も感じております。できれば決まったことを適正に、コンプライアンスをしっかりと保持しながらやっていただくということは大事なのですが、それにプラスアルファ、今やっているのはこれでいいのかなとか、この規則でできないことがあるのだけれど、もっとうしたらどうかというような問題意識を現場の職員の皆さんも持っていただいて、ことに取り組んでいただいて、何かあればぜひ議会にも逆提案といたしますか、意見として頂くことができればいいなというようなことを思いましたので、感想としてつけ加えておきます。御苦労さまでした。ありがとうございました。

○委員長 ほかにありませんか。

○小澤彰一委員 今回の決算の中で、昨年の台風被害とか様々なことが表れていますけれども、実際には国、県の所管する被害というのかなり大きいわけで、今年度に入ってから8月の豪雨の被害も、例えば小曾部だとか、あるいは、県の所管するところというのはこの中に表れてこないものですから、実際の市民の不自由さが必ずしも反映したものではないわけですが、実際に8月に回ってみて、平成18年災害のときに手当を講じた砂防堰堤だとか、様々なしゅんせつ工事だとか伐採だとか、そういうものが一定の効果を表しているということを感じました。これからも予防的に、市のところ、国や県の所管するところも協力しながらきちんと回って、予防的なことに反映させていただければと思います。要望です。

○委員長 ほかにありますか。

○丸山寿子委員 思いがけずコロナということで大変な状況だったわけなのですが、様々な事業が中止になったり、延期できたものはまだいいのですが、また学校も休みになったりですとか、今まで思いもかけない状況でした。今日決算でお聞きした中で、そういった中でも工夫して事業を進めたり、行事などを行ったりというところが見られまして、大人も大変心を病んでいるところがあるのですが、子どもたちは、人とのつながりの蓄積が大人に比べたら少ない中で、子どもに関しても様々なことを工夫して取り組んでいただけていることが分かりました。子育てですとか福祉ですとか、様々なそういった内容も塩尻市のブランドであり財産であると思いますので、ぜひそのよさを生かして、今後もやっていただきたいという中で、今までの固定観念にとらわれず、人材の活用ということについては、柔軟な意味で、様々な活用をして進めていただきたいということをお願いしたいと思います。

○委員長 ほかにありませんか。

○平間正治委員 この決算書を1冊見させていただいて、私の感想も多分に入りますので、そういうことでお聞きいただければいいと思います。未曾有のこのコロナ禍の中で、予算の執行については各方面にわたって実証さ

れているので、それはそれでいいと思うのですが、私がいつも申し上げているとおり、役所といいますか、その宿命上、全方面にわたっての予算づけは当然必要になると思いますけれども、その中でも重点化というか、特化するとか、そういった部分をもう少し、それはいわゆるメリ張りと言うと思うのですが、メリ張りをもう少しつけていただきたい。メリ張りの、どちらがメリでもどちらが張りでもいいのですけれども、要は住民生活に密着した部分というのは、毎年きちんとやっていくべき。それが累積されていって、いろいろな生活上の課題というのが少なくなっていく。そうやって解消を図っていくより仕方がないと思いますので、これは単純な予算計上になってくるとは思いますけれども、そういった部分がある意味では重要な部分なので、よくそこら辺を今後も継続してやっていただきたいと思います。

もう1点は、企画部分における事業化、企画部分で事業に取り組んでいるということが以前に比べて非常に多くなっていると思います。それはいい面もあるし悪い面もあって、自分たちで企画して自分たちで決めて、はい、やっていきますという、スピード的にはぱっぱぱぱと思いついて企画して、発想して、企画部門のところは財政部分もくっついているので、それを予算化して、決めて、さあやっていきましょうと非常に楽しかったのですが、ある程度それを担当する、該当してくる事業課もあると思うので、ある程度軌道に乗ったら、そういうところに任せていくとか、そういったことも必要ではないか。全庁的に目標に向かって取り組む、それは先ほどから言っているように、企画課で発想して、予算をつけて、事業化して自分のところで進めていく。これが一番速いけれども、ある意味、よそからの意見も聞くということが少し欠けてくる部分もあるのではないかと思いますので、そこら辺を、今後の中で見直していく。見直すというか、いい面ももちろんある。それはそれで生かしていく。スピード性というものは非常にいい部分があると思うので、ぜひ適正な執行というか、あまり偏らない、企画部門だけが事業課になって進めていくということも、少し見直しを図りながらやっていただければと思います。

○委員長 ほかにありますか。

○金子勝寿委員 決算状況を拝見すると、財政調整基金も比較的他の市に比べれば潤沢にあって、一方で、経常収支比率は89.8%ということで、会社に例えると比較的使えるお金は決まってくるけれど、手元には内部留保がある。そういう中で、これからも多分扶助費などが上がって行って、どうしても高齢化社会を支えるために、財政上、将来的に必要なになってくるお金が増えてくるだろうなというものを見ながらも、一方で、この市の状況を見ると、今日の市民タイムスですか、高齢化率は南側の地域のほうが高いと。一方で、北側の地域のほうが生産年齢人口の、いわゆる働いている世代が多いということで、くっきり分かれているわけです。申し上げたいのは、合併振興基金も含めて、帳簿上ですが、比較的使えるお金はあるので、積極的に、将来的に必要なものに対してはある程度投資をしながら、社会保障の準備をしていくような次回の予算組みたいなものを期待したいなど。つまり、災害とかがあった場合を考えると、財政調整基金が多いほうがいいのですが、他方で吐き出す部分も企画でしっかりと、財政規律というものがどうしても目の前に出がちですが、他の市町村に比べるともう少し出してもいいのではないかなと思いますので、その辺をぜひ予算組みのときに考えていただければと思います。

○委員長 ほかにありませんか。ないようですので自由討論を終結いたします。

次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第1号令和2年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

原案の通り認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第1号は全員一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

2時45分まで休憩します。

午後2時34分 休憩

---

午後2時43分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

---

### 議案第2号 令和2年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 議案第2号令和2年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、私から議案第2号令和2年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。決算書は269ページからとなります。塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算額は、歳入合計64億8,713万6,315円、歳出合計64億1,234万5,757円、歳入歳出差引額では7,479万558円となりました。

続きまして、決算概要を説明させていただきますので、決算説明資料134ページの概要を御覧ください。こちらを御覧いただきまして、白丸に沿ってですが、ポイントを絞って説明させていただきます。1つ目の白丸、加入被保険者数ですが、1万4,043人。前年度対比2.0%の減となりまして、人口に対する加入率が21.1%、全世帯に対する加入率は31.4%となっています。若年人口の減少などにより、被保険者数は減少傾向にあります。

次に、2つ目の白丸です。歳入合計額は64億8,713万円余となりまして、前年度対比では4.7%減、3億2,267万円余の減となりました。歳入のうち、国民健康保険税につきましては被保険者数の減少のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により保険税の減免などの影響もありまして、前年度対比3.7%減の13億9,591万円余となっております。なお、資料に掲載がありませんので失礼申し上げますけれども、コロナウイルスの影響による保険税の減免につきましては、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期分という範囲の中で81件、金額にいたしまして1,714万6,000円余の減免を行っております。続きまして、県支出金につきましては44億6,983万円余で、給付費の減少に伴い、前年度対比4.4%の減となっております。基金繰入金は県に納める事業費納付金が減少したことなどから、前年度対比74.4%減の3,962万円余を繰り入れております。

次に、3つ目の白丸ですが、歳出合計額64億1,234万円余となりまして、前年度対比4.7%減、額で3億1,793万円余の減となっております。歳出のうち保険給付費は前年度対比4.7%減、43億9,972万円余となりました。国保税などを財源に、県に納付いたします国保事業費納付金は、対前年度比8.4%減の17億6,635万円余となりました。また、前年度繰越金から7,953万円余を財政調整基金へ積み増しております。なお、令和元年度保険給付費分として概算交付されました普通交付金の精算に伴いまして、5,991万円余を県に返還しております。

4つ目の白丸ですが、歳入歳出差引額7,479万円余となりまして、令和3年度に繰り越しております。

決算説明資料、次のページ以降を御覧いただきまして、主なものをお示し、説明いたします。135、136 ページにつきましては、歳入歳出それぞれの項目を金額とグラフで掲載しております。

次のページ、3 国民健康保険加入世帯数等の状況につきましては、過去 5 年間の加入世帯被保険者数の状況などとなります。

次のページにつきましては、国民健康保険税の調定と収納状況となっております。令和 2 年度の収納率は、現年度分が前年度対比 0.49 ポイントアップの 95.23%。滞納繰越分は 0.5 ポイントダウンとなりましたが、33.53% となりました。合計では 1.98 ポイントアップとなりまして、85.67% で、収納率につきましては、上昇傾向がここ数年続いている状況です。

次のページ、6 医療給付費の年度別推移の状況です。表、左から一般的な医科、歯科、入院、外来、調剤などの療養給付費。次に、柔道整復、コルセット、はりなどの療養費。次の列、高額療養費等に区分しています。令和 2 年度の医療給付費の計は、表の右下になります。43 億 6,800 万円余で、前年比 95.2% といった状況です。医療給付費につきましては、被保険者数の減少に比例いたしまして、ここ数年減少傾向が続いておりますが、このたびは新型コロナウイルス感染症の影響を受けて受診控えの影響が反映されていると思います。

次のページ、7 その他給付費等の年度別推移の状況になります。(1) は、出産育児一時金及び葬祭費となります。出産育児一時金は 35 件、葬祭費 72 件の給付を行っております。その下、(2) 人間ドック・脳ドック補助金につきましては、令和 2 年度につきましては、これも新型コロナウイルス感染症の影響と思われるが、受診数が減少いたしまして、補助金の交付件数は前年度より 195 件減、565 件といった状況となります。概要の説明は以上となります。

次に、決算書に戻っていただきまして、歳出、歳入、各事項別明細を説明させていただきます。まず、歳出から説明をさせていただきますので、286、287 ページをお願いします。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費です。備考欄の白丸、国保事務諸経費の主なものにつきましては、中ほど上から 13 個目の黒ポツになりますけれども、電算化共同処理事業委託料 568 万円余、その 2 つ下、レセプト点検業務委託料 172 万円余、その下の国保情報集約システム運用委託料 217 万円余につきましては、いずれも長野県国民健康保険団体連合会への委託料となります。その下の税情報等システム改修委託料は、制度改正に対応した業務システムの改修となりまして、内訳ですけれども、オンライン資格確認対応改修委託料 334 万円余などとなっております。

2 目連合金負担金 244 万円余につきましては、長野県国民健康保険団体連合会への事業運営に関わる塩尻市国保の負担金となります。

2 項 1 目賦課徴収費です。備考欄の白丸、賦課徴収事務諸経費は 288、289 ページにまたがりませんが、保険税の賦課及び徴収に関わる経費となっております。

次に、3 項 1 目運営協議会費 13 万円余につきましては、国保の運営状況のほか、国保の特定検診等の取り組み状況等について御協議をいただくため、運営協議会を開催して委員報酬等をお支払いしております。

2 款保険給付費ですが、1 項の療養諸費につきましては、1 目 2 目を入院、外来、調剤などの療養給付費、3 目 4 目を柔道整復、はりなどの療養費、5 目を審査支払手数料に区分をしております。1 目一般被保険者療養給付費は、備考欄を御覧いただきまして、21 万件余、37 億 5,969 万円余となっております。3 目一般被保険者療養

費につきましては4,251万円余、5目審査支払手数料1,340万円余となっております。

2項は、次の290、291ページにまたがりませんが、1目と2目の高額療養費は、受診時の自己負担額の1か月分が世帯の所得などに応じた限度額を超えた場合に超過額を支給したもので、1目一般被保険者分では5億6,462万円余となっております。3目と4目高額医療・高額介護合算療養費につきましては、医療費と介護サービス費の1年間の自己負担額が限度額を超えた場合に、限度額の超過額を介護保険と案分する形で支給するものとなりまして、一般被保険者分は33件、103万円余となっております。

4項出産育児諸費、5項葬祭諸費については、説明資料で御覧いただいたとおりとなっております。

続いて、292、293ページの3款国民健康保険事業費納付金です。これは、県が負担する県内市町村国保の医療給付費の財源とするため、長野県から示された市町村ごとの分賦金となります。事業費納付金は医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分に分かれておりまして、納付金額は県全体での医療給付費等の見込額から県や国の負担金等を控除しまして、残りの額を県内市町村に案分する形となります。令和2年度の納付金は、1項の医療給付費分として11億8,685万円余、2項後期高齢者支援金等分が4億2,301万円余、3項介護納付金分は1億5,648万円余を県に納付しております。

次の4款につきましては、健康づくり課長から説明いたします。

**○健康づくり課長** それでは、4款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費をお願いします。備考欄白丸、特定健康診査等事業諸経費3,661万円余につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律により、生活習慣病の早期発見、予防を目的として、医療保険者に義務づけとなった特定健康診査と特定保健指導に関わる経費になります。下から2つ目の黒ポツ、特定健康診査委託料2,697万円余につきましては、25歳から74歳を対象に特定健康診査と保健指導を実施し、生活習慣病の発症予防、重症化予防を図ったものです。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集団健診を中止しまして、医療機関での健診のみとし、期間を4か月延長して実施をしました。2,940人が受診しましたが、前年度と比べて1,453人の減で、法定の対象者40歳から74歳までの受診率は現時点で27.4%となっております。

2項保健事業費1目保健衛生普及費になりますが、備考欄最初の白丸、健康増進事業諸経費375万円余は、健康づくりを推進する地域活動等を支援する事業です。1つ目の黒ポツ、エイズ予防教室講師謝礼22万8,000円につきましては、市教育委員会と連携し、命の輝き教室として助産師等が講師となり感染症の正しい知識の普及などに取り組んだものです。一番下の黒ポツ、保健推進活動費補助金95万円につきましては、塩尻市ヘルスアップ委員会の地区活動に対する補助金であります。私からは以上です。

**○市民課長** 2目疾病予防費を御覧いただきまして、備考欄の人間ドック等補助事業につきましては、決算説明資料で御覧いただいたとおりとなります。

その下、5款基金積立金の1項1目財政調整基金積立金につきましては、基金の利子と前年度決算剰余金を合わせて8,033万円余を積み立てたものとなります。なお、令和2年度末の基金残高は4億3,067万円余となっております。

次に、296、297ページ、7款諸支出金の主なものといしましては、1項3目償還金5,991万円余ですが、前年度の医療給付費の精算に伴い県に交付金を償還したものととなります。

一旦、歳出の説明は以上になりまして、続いて、歳入の主なものを説明させていただきますので、決算書276、

277 ページをお願いいたします。

1 款国民健康保険税ですが、収入済額が 13 億 9,591 万円余で、収納率は前年度対比現年度分が 0.49 ポイント増の 95.23%、滞納繰越分が 0.5 ポイント減の 33.53%、合計で 85.67%といった状況です。

次の 278、279 ページ、3 款国庫支出金の 1 項 1 目社会保障・税番号制度システム整備費補助金 334 万円余は、歳出でも説明いたしましたマイナンバーカードの保険証利用に対応したシステム改修費に関わる国の補助金となりまして、補助率は 10 分の 10 となっております。

2 目災害等臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免措置に関わる税収減に対する国の財政支援となりまして、対象額の 10 分の 6 が補助されたものです。なお、対象額への国の財政支援は、残る 10 分の 4 が、この後説明します県支出金で手当てされる仕組みとなります。

続いて、4 款県支出金の 1 項 1 目保険給付費等交付金は、1 節の普通交付金と 2 節特別交付金に区分されています。1 節普通交付金につきましては、保険給付費のうち出産育児一時金、葬祭費を除く保険給付費相当額が県から交付されたもので、43 億 8,184 万円余が交付されております。次に、2 節特別交付金についてですが、備考欄の黒ポツ 1 つ目ですけれども、保険者努力支援分は、保険者の保険予防事業等への取り組み状況に応じて交付されるもので、3,435 万円が交付されたほか、2 つ目の黒ポツ、特別調整交付金では、国の交付基準によりまして、保険者間の財政調整等の目的で交付されました 3,651 万円余となりまして、先に触れました新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免措置に関わるものが含まれております。内訳の上から 3 つ目の黒ポツ、県繰入 2 号につきましては、県の基準によりまして、県内の保険者間の財政調整のために交付された 557 万円余。4 つ目の黒ポツ、特定健康診査等負担金は、健康づくり課の所管となりますが、健診費用の国と県のそれぞれ 3 分の 1 ずつの負担金の合計が交付されております。負担金となっております。

次に、280、281 ページ、6 款繰入金 1 項 1 目の一般会計繰入金は、それぞれ国が示す基準に基づき一般会計から繰入れをしていただいたもので、2 項 1 目の基金繰入金は、概要で御説明させていただいたとおり、財政調整基金から 3,962 万円余を繰り入れております。

次に、282、283 ページ、8 款諸収入の 2 項 7 目前年度保険給付費等還付金、一番下ですけれども、5,137 万円余は、前年度の医療給付費の精算によりまして、長野県健康保険団体連合会より還付を受けたものとなります。国民健康保険事業特別会計の説明は以上です。

○**委員長** それでは、説明を受けました令和 2 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計の質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**柴田博委員** 国保税と県への納付金の関係ですけれども、293 ページの一番上にある、県へ納付した金額が 17 億 6,600 万円余で、277 ページの国保税のほうは調定額で 16 億 2,800 万円余、収入済額で 13 億 9,500 万円ということで、いずれも県に納付した額よりも少ないのですけれども、その差についてはどのように考えたらよいですか。

○**市民課長** その関係につきましては、本来仕組み上はいいになりますので同額なのですが、例えば保険資格を喪失しているのに国保でかかったりしてしまったという場合につきましては、一旦給付はいたしますけれども、本人から返還をしていただくという処理を取っております。そういった関係で、本人から徴収したものが仮に 10 だとすれば、県からは 90 もらって 100、支出したものは 100 ということで、そこで差異が生じておりま

す。

○柴田博委員 そうすると、計算上は調定額だけ入れば、県に納付する分としては間に合うということでもいいわけですか。

○市民課長 そのとおりです。

○柴田博委員 もう1点お願いします。一般会計のところ、滞納整理機構へお願いした分の中に、国保の関係の分として最高で920万円滞納されていた世帯があったとお聞きしたのですが、そのときに、それは回収できたのかどうかということについては、一部回収して残りはどういうふうにするか相談をしたというような結果だったと思うのですが、どうやったらこんな1世帯で920万円も滞納することになるのか、その間どれくらいの年月がかかったのか、その間の保険証などはどうなっていたのかということについて、もし分かったら聞かせていただきたいです。

○市民課長 徴収に関しては、債券管理課長から御答弁申し上げます。

○債権管理課長 徴収につきましては、係長から御答弁いたします。

○債権管理係長 歳出のときに御質問いただきまして、最高額が900万円ほどあるという方の件ですが、その方は個別の方なのですが、国保税は含まれていなくて固定資産税の滞納者です。国保税の滞納者の方の滞納ではないです。

○柴田博委員 はっきり言ってください。

○債権管理係長 一般市税、国保を含めて固定資産税や市県民税、法人市民税等と税目がある中で、国保税ももちろんあるのですが、その900万円ほどの滞納者に限って申し上げますと、固定資産税の滞納者でありまして、国保税の滞納者ではありません。

○柴田博委員 一般会計のときの質問では、そういう答弁ではなかったと思うのですが。国保の滞納がそれぐらいあったとお聞きしたのですが、そうではないですか。

○債権管理係長 私の説明不足で大変申し訳ありませんが、全体の移管者の中の最高額の方が900万円ほどあるということで訂正させていただきます。申し訳ありません。

○柴田博委員 そのことについては分かりました。それで、どちらにしても滞納はあるわけですが、資格証や短期保険証の関係ですが、資格証についてはないと私は認識しているのですが、それでよいかどうかということと、短期証について3か月や6か月で、どれくらい今発行されているのか、もし分かったらお願いします。

○市民課長 資格者証につきましては、委員のおっしゃるとおり対応はしておりません。短期証につきましては、具体的な数値は係長から御説明いたします。

○国民年金係長 短期証につきましては、この8月1日からの保険証の更新時において約200世帯に交付をさせていただいております。

○柴田博委員 短期証の場合ですが、これも以前からお聞きはしていることなのですが、短期証の期限が切れて次のものに切り替わる時に、ほかの市だと取りに来てもらったりというようなことがない場合には、そのまま宙ぶらりに浮いていて、期限のきた旧の保険証しかなくて、新しいのが届いていないという場合があります。塩尻の場合には、そういうことはないとお聞きしていたのですが、そのとおりでいいですか。



○市民課長 おっしゃるとおり、期限が切れる前にもう一度催告文をつけます、期限内に送付しております。

○柴田博委員 そういう方の滞納分についての相談というか、分割で払ってもらおうとか、その辺はもう収納のほうに全部任せてしまっているわけですか。

○市民課長 徴収事務につきましては、相談対応を含めて債権管理課が担当しております。

○柴田博委員 その辺について、どのような方針でやるかというようなことについては、国保の担当も関わっていったほうが、より具体的な事例として分かるのではないかと思います。収納のほうは収納だけですから、とにかく取ってあげればいいわけですが、一般的にはそういうわけにもいかないと思いますので、ぜひその辺はよく連携を取っていただいてやっていただければと思いますが、検討してみてください。

○委員長 ほかにありますか。

○丸山寿子委員 細かい点なのですが、295 ページ、健康増進事業諸経費ですが、講師謝礼で 22 万 8,000 円となっております。令和 2 年度の実際の内容が分かれば教えてください。また、これで何人の方が講師を務めているか分かればお願いします。

○健康づくり課長 エイズ予防教室の関係ですが、令和 2 年度は小学校 6 校で 8 回、中学校 5 校で 11 回実施しております。講師につきましては、助産師にいずれもお願いしてしております。

○丸山寿子委員 3 人ということですね。

○健康づくり課長 助産師 3 人。

○丸山寿子委員 助産師。

○健康づくり課長 助産師です。

○丸山寿子委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。

○柴田博委員 269 ページの一番初めのところで、歳入歳出差引額が 7,479 万円余あるわけですが、これは翌年度に繰り越すということなのですが、具体的にはどういう扱いになるわけでしょうか。

○市民課長 こちらにつきましては、一旦、基金へ積立てを行う予定です。

○柴田博委員 先ほど説明のあった今年度分の基金の積立額というのが、その前の年の差引額に当たるという事でいいわけですか。

○市民課長 そのとおりです。

○柴田博委員 分かりました。

○委員長 ほかにありますか。ないようですので、質疑を終結します。

それでは、これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、次に議案に対する討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第 2 号令和 2 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 御異議なしと認め、議案第2号については全員一致をもって認定すべきものと決しました。

---

**議案第5号 令和2年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について**

○**委員長** 続きまして、議案第5号令和2年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○**健康づくり課長** それでは、議案第5号令和2年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算書は343ページ、決算説明資料は153ページをお願いします。令和2年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算額は、共に1,166万5,494円となり、前年度対比91.7%、105万543円の減となっていますが、これは歳出のうち営繕修繕料、長期債償還金等が減額したことによるものです。

歳入歳出の詳細につきましては、歳出から説明をさせていただきますので、決算書350、351ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費、備考欄白丸、一般管理事務費403万円余につきましては、診療所施設の管理、運営に関わる経費になります。最初の黒ポツ、営繕修繕料13万円余につきましては、多目的トイレの修繕をしたもの等になります。その2つ下の指定管理料300万円につきましては、医療法人社団敬仁会への指定管理料であり、指定管理期間は平成26年度から令和2年度までの7年間となっております。なお、施設管理に関わる光熱水費ですとか委託料等は指定管理者の負担となっております。

次に、2款医業費1項1目医業事業費、備考欄白丸、医業事業事務費202万円余につきましては、診療を行う上での経費でありまして、2つ目の黒ポツ、医療機器使用料136万円余につきましては、心電計、超音波診断装置などの医療機器のリース料となっております。なお、診療に関する人件費や医療用消耗品、医薬材料等は指定管理者の負担となっております。

次に、3款1項1目元金及び2目利子につきましては、これまでに借り入れた診療所関係の起債の元金及び利子の償還金になります。

次に、歳入になりますので、348、349ページをお願いします。1款1項1目手数料、備考欄の黒ポツ、診断書作成料66万円余につきましては、診断書や介護保険主治医意見書等の作成に関わる手数料となります。手数料は条例によりまして、市へ納入することとなっております。そのため、この作成料を指定管理者の収入とするため、決算書351ページの歳出の医業事業事務費の中で、収納事務委託料として同額を支出しています。

次に、2款1項1目一般会計繰入金1,100万円余につきましては、一般会計からの繰入金になり、前年度と比べて91万円余の減額となっております。説明は以上です。

○**委員長** それでは、説明を受けました令和2年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計の質疑を行います。委員の皆さんから、質問はありますか。

○**永田公由委員** 今、一生懸命継続するために努力されていると思いますけれども、こうやって見ると、患者数が極端に減ってきています。榑川地区の皆さんとしても、自分たちとして診療所の存続を求めるのであれば、区長とかそういった方たちが中心になって、診療所の利用率を上げていかないと、このままで行くと恐らく、また次の医療機関が来ても引き上げてしまう可能というのはあるもので、その辺は住民の皆さんにも利用してもらうようなことを啓発していかないと、存続していくということは段々難しくなっていくのではないかと思います。その辺は、担当される皆さんとしても地区に入って、ぜひ診療所を利用してくださいというようなことを区長た

ちと一緒にやっていただくことを、これは要望として言うておきますのでお願いします。

○委員長 ほかにありますか。

ないので、それではこれより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第5号令和2年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について採決をいたします。原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第5号については全員一致をもって認定すべきものと決しました。

次に進みます。

---

#### 議案第6号 令和2年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 議案第6号令和2年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第6号令和2年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、私から説明をさせていただきます。決算書は353ページからとなります。塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算額は、歳入合計8億2,938万1,528円、歳出合計8億664万4,128円、歳入歳出差引額で2,273万7,400円となりました。

続いて、決算概要を説明させていただきますので、説明資料155ページを御覧ください。説明に先立ちまして、後期高齢者医療制度の概要に触れたいと思います。後期高齢者医療制度につきましては、長野県後期高齢者医療広域連合が運営主体となりまして、被保険者の資格管理、医療給付、保険料の賦課など、制度運営の中心を担っております。市町村は、被保険者からの各種申請の届出の受理、被保険者証等の引渡し、広報業務のほか、保険料の徴収を担当いたしまして、徴収した保険料は、広域連合へ納付することを主な業務担当としております。

それでは、決算概要のポイントを申し上げます。1つ目の白丸です。被保険者数は1万35人、前年度対比0.8%、76人の増となっております。

2つ目、3つ目の白丸にかけてですが、歳入合計額は8億2,938万円余で、前年度対比3.3%、2,669万円余の増となりました。歳出合計額は8億664万円余で、前年度対比3.3%、2,613万円余の増となりました。このうち保険料などの広域連合納付金は、前年度対比3.1%増の7億9,475万円余となりまして、歳出全体の98.5%を占めている状況です。

最後の白丸です。歳入歳出差引額では2,273万円余となりまして、こちらにつきましては出納整理期間中に収入いたしました保険料となりまして、これを翌年度会計に一旦繰り越しいたしまして、翌年度の納付金として広域連合へ納付するといった特別な会計処理を行っていることによるものとなります。

次に、決算書の歳出事項別明細書を、明細に沿って説明させていただきたいと思いますので、362、363ページをお願いします。1款総務費1項1目一般管理費は、会計年度任用職員の人件費などと広域連合への派遣職員の

特別旅費等の事務諸経費となります。

2項1目徴収費につきましては、保険料徴収に関わる納付書作成などの事務諸経費となります。主なものは、備考欄の上から5つ目の黒ポツ、税情報システム改修委託料160万円余。こちらにつきましては、制度改正に対応したシステム改修委託料となります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目広域連合納付金は、備考欄1つ目の黒ポツ、保険料等徴収納付金として徴収いたしました保険料及び延滞金で、総額6億5,602万円余と、低所得者への保険料軽減分として、一般会計から繰り入れました保険基盤安定納付金1億3,873万円余を広域連合へ納付したものととなります。

次に、歳入について説明いたします。決算書は358、359ページを御覧ください。1款後期高齢者医療保険料は収入済額6億5,622万円余で、収納率は現年度分99.65%、滞納繰越分56.09%、全体では99.48%といった状況です。

主なものとして、3款繰入金1項一般会計繰入金は、事務費に対する1目事務費繰入金1,132万円余と2目保険料軽減分の保険基盤安定繰入金1億3,873万円余となります。後期高齢者医療特別会計決算の説明は以上です。

○**委員長** それでは、ただいま説明を受けました令和2年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計の質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○**柴田博委員** 359ページ、一番下の保険基盤安定繰入金ですけれども、加入者が約1万人で、そのうち何人くらいの方が軽減を受けているか分かたら教えてください。

○**市民課長** 資料を持ち合わせておりませんので、後ほど御提示したいと思います。

○**柴田博委員** お願いします。

○**委員長** ほかにありますか。

○**副委員長** 国保でも同じ捉え方をしている数字、ここで言えば、155ページの最初の丸に加入被保険者数1万35人（年平均）とありますが、どこからどこまでのどういうものの平均を取っているか教えてください。

○**市民課長** 各月末の被保険者数を合計いたしまして、12月で除数といった意味です。

○**副委員長** ということは、毎月の12か月の平均ということでもいいわけですか。月ごとに被保険者数を出して、12か月分足して、12か月で割り返す数字がこれということよろしいですか。

○**市民課長** おっしゃるとおりです。

○**副委員長** 分かりました。年平均ではないかという話がありましたが、毎月の加入者数を12か月足して、12で割るという作業だと思いますけれど、それが月平均ではなくて、年平均だという意味は分かりましたので、結構です。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 先ほどの柴田委員の答弁は間に合いますか。資料でいいですか。

○**市民課長** 資料配付で対応させていただきます。

○**委員長** ほかにないようですので、これより自由討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第6号令和2年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第6号については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

---

### 議案第3号 令和2年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 続きまして、議案第3号令和2年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○教育総務課長 それでは、議案第3号令和2年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。決算書は299ページ、決算説明資料は141ページから143ページになります。この事業につきましては、成績優秀で向学心のある学生及び生徒で、市として、経済的理由により就学が困難である高校生及び大学生等に奨学資金の貸与を行うものです。

歳入決算額は2,564万1,806円、前年度比14.9%の増。歳出決算額は2,331万7,658円で、前年度比11.8%の増。歳入歳出差引額232万4,148円を令和3年度に繰り越したものです。

令和2年度の貸付状況につきましては、平成28年度以降の継続分を含め、大学生が18人、高校生が2人となっております。

初めに、歳入から御説明申し上げます。決算書304、305ページ、1款財産収入につきましては、特別会計で運用している育英基金と大野田育英基金の利息分になります。

3款繰入金1項基金繰入金1目基金繰入金につきましては、基金から貸付事業に繰り入れているもので、育英基金は高校生への貸付けに、大野田育英基金は大学生への貸付けに充当しております。

2項他会計繰入金1目一般会計繰入金につきましては、基金で運用してきました奨学資金について、大学生を対象とした大野田育英基金の財源が不足することに伴い、一般会計から繰り入れたものです。

次に、4款繰越金ですが、令和元年度の出納整理期間中に収納のあった償還金です。

続きまして、5款諸収入1項貸付金収入1目貸付金収入ですが、貸与期間が終了して返済された償還金であり、現年度分につきましては、育英基金が高校生8人、大野田育英基金は大学生50人が対象となっております。滞納繰越分の償還は、育英基金貸付金3人が12万5,000円余、大野田育英基金貸付金12人が76万9,000円、木曾広域連合分が対象者1人で9万6,000円となっております。

続きまして、決算書306、307ページ、3節木曾広域連合奨学資金貸付金収入は、櫛川村時代に木曾広域連合で貸与していた奨学金の返済に関するもので、対象者は1人となっております。

続きまして、歳出になります。決算書308、309ページ、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、説明欄白丸、貸付事業管理費につきましては、選考委員報酬5人分のほか、事務費相当分を計上しております。

次の白丸、基金積立金につきましては、返済された償還金及び利息と繰越金を基金に積み立てるものです。

次の白丸、一般会計繰出金ですが、合併時に木曾広域連合分を統合する際、塩尻市の一般会計から繰り入れて

一括償還をしているため、償還された分を一般会計に戻すものです。

次に、2款貸付金1項貸付金1目貸付金、説明欄白丸、奨学資金貸付事業ですが、この事業の主たる経費で、奨学金の貸与申請があった者への貸付金となります。令和2年度につきましては、高校生2人、大学生18人。新規につきましては、大学生が18人のうち3人となっております。私からの説明は以上になります。

○**委員長** それでは、説明を受けた令和2年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計の質疑を行います。ありませんか。

○**永田公由委員** 2点お願いします。滞納している人たちで、未納者の方が何人かおられるのですけれど、この方たちとは連絡が取れているわけですか。

○**教育総務課長** 担当者がこまめに電話連絡、それから通知を送るなどして、ほぼ全員の者に接触はできているのですが、1人だけ接触ができていない状況です。

○**永田公由委員** それから、この滞納者の中で、1人で最高額はどのくらい滞納されているのか、分かりましたらお願いします。

○**教育総務課長** 最大の滞納額で見ますと、平成26年度から償還が始まっている方がいまして、一部納付がありますが、140万円ほどの滞納額となっております。

○**永田公由委員** それで、分割で払うとかいろいろな形で滞納整理されていると思うのだけれど、今後の見通しとしてはどうですか。

○**教育総務課長** 償還に関しまして、平成29年度からだったと思うのですが、口座振替を導入いたしまして、現在、口座振替の方が41人います。これを増やしていくことによって、滞納者を減らしたいというのが一つ考えとしてあります。あとは、基本的に返済に当たっては、償還計画を個別に立てていただくようになりますので、それに基づいて納付していただけると一番いいのですが、どうしても滞納ということはありますので、この場合についてはこまめに連絡を取り合いながら、返済の計画を見直すなりして、少しずつ返済をしていっていただくということになります。

○**永田公由委員** これは貸し付けるときに、連帯保証人なり保証人はつけているわけですか。

○**教育総務課長** 基本的には保護者の方に連帯という形で届け出ていただいておりますので、本人と連絡がつかないときは、まずは保護者に連絡を取りながらという形で行っております。

○**委員長** いいですか。

○**永田公由委員** はい。

○**委員長** ほかにありますか。

ないようですので、これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第3号令和2年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第3号については、全員一致をもちまして原案のとおり認めることに決しました。

3時50分まで休憩します。

休憩 午後3時42分

---

再開 午後3時49分

○委員長 休憩を解いて再開します。

---

#### 議案第4号 令和2年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 議案第4号令和2年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 それでは、議案第4号令和2年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。初めに、資料で概要について御説明いたします。決算説明資料144ページ、1つ目の白丸、65歳以上の第1号被保険者数は、年度末で1万8,949人、前年対比0.6%の増、要支援・要介護認定者数は3,377人、前年対比2.6%の増となりました。

2つ目の白丸、歳入決算額につきましては55億2,420万5,918円、前年度と比較をしまして1.5%の増となりました。第1号被保険者の介護保険料歳入につきましては、低所得者の介護保険者の軽減率の引上げ、また新型コロナに係る保険料減免によります歳入の減となりまして、前年度比0.7%の減で、11億6,440万8,422円となりました。当初、介護保険支払準備基金により、基金の繰入れを予定しておりましたが、繰入れをせずに事業を行いまして、令和2年度の介護支払準備基金保有額につきましては、4億3,411万1,386円となります。

3つ目の白丸、歳出決算額につきましては、54億1,462万4,892円となりました。

145ページ、1介護保険特別会計決算の状況の表を御覧ください。内訳につきましては、歳入の1つ目、介護保険料は65歳以上の方の保険料となります。3つ目の国庫支出金、その下の支払基金交付金、その下の県支出金と一般会計繰入金につきましては、法定割合に応じた負担金等となります。歳入の下から3つ目、諸収入につきましては、主に後期高齢者の医療制度事業に対する負担金となります。

歳出の欄を御覧いただきたいと思えます。歳出の内訳につきましては、上からの2つ目の保険給付費につきましては、介護サービス等の給付費となります。前年対比1.0%の増になっております。地域密着型サービスや介護予防のサービス、そして福祉用具の購入等の増加によりまして、全体としては介護保険給付費が伸びている状態です。その下の地域支援事業費ですが、主に軽度の方の訪問介護と通所介護のサービスとなる介護予防日常生活支援総合事業分と包括的支援事業と任意事業分となります。

差引収支額につきましては、1億958万1,026円となりました。

それでは、決算書の説明をさせていただきます。決算書は328、329ページ、決算事項別の明細書によって御説明させていただきます。まず、1款1項1目一般管理費の備考欄の1つ目の白丸、介護保険事務諸経費となります。こちらは介護保険の円滑な運営を図るための費用となります。下から5つ目の黒ポツ、いきいき長寿計画策定委託料につきましては、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間としました第8期介護保険計画の策定に

ついて委託をした経費になります。2つ下の黒ポツ、パソコン等使用料は、認定調査の松本広域連合との連携システムや住民情報システムのリース料等になります。

2項1目認定調査等費の備考欄の1つ目の白丸、認定調査費等諸経費につきまして、こちらは介護認定調査及び介護認定業務に係る費用になります。主に認定調査員8名分の報酬や介護認定に必要な主治医意見書の作成料となります。

2目認定審査会委託負担金の白丸、認定審査会委託負担金につきまして、こちらは介護認定の審査決定を松本広域連合に委託しておりますので、その負担金になります。

決算書の330、331ページ、3項1目趣旨普及費になります。介護サービスの適正な利用の推進の観点から、市民啓発に係る経費になります。65歳到達時に被保険者証の交付をする際、パンフレットを送付しまして啓発しております。

この330、331ページから334、335ページまでになりますが、こちらは2款保険給付費になります。説明につきましては、決算説明資料148ページ、4保険給付費の状況の表を御覧ください。こちらは大きく、居宅サービス、施設サービス、その他としてあります。居宅サービスの小計につきましては、前年度より3,504万円余の増額となっております。内訳ですが、地域密着型サービス費が4,050万円余、前年比5.8%の増、介護予防サービス費が1,375万円余、前年比7.6%の増、居宅介護福祉用具購入費が63万6,000円余、前年比21.9%の増、居宅介護住宅改修費につきましては14.7%の増と、要支援の方のサービスと要介護認定者の生活環境の改善に係るサービスが増加している状況です。

その下の施設サービスにつきましては486万円余、0.3%の増となっておりますけれども、こちらは特別養護老人ホームの開設に伴うサービス利用の増加や、近年の介護療養型医療施設から介護医療院への転換によりまして、介護医療院のサービスの利用が増加している一方で、老人保健施設や介護療養型医療施設のサービスの利用が減っている状況です。

決算説明資料の146ページ、(2)の認定者の要介護度の推移を御覧いただきたいと思います。前年度と比較をしまして、要介護5につきましては42人の減となっております。5年前と比べると、重度の要介護者、要介護4と5につきましては減少しています。また、全体的には塩尻市の場合、比較的軽度の方の認定者の割合が高い状況となっております。

その下の認定者のサービス利用者の推移を御覧いただきたいと思います。施設種別にまとめております。施設別の利用者数ですが、前年度と比較し、特別養護老人ホームは7人、介護医療院につきましては15人増えております。老人保健施設や療養型医療施設からの移行のために、全体では3人の減となっている状況です。給付費についての説明は以上です。

決算書の334、335ページ、3款1項1目介護予防・日常生活支援サービス事業費を御覧ください。1つ目の白丸になります。介護予防・日常生活支援サービス事業は、要支援の方の訪問介護、通所介護のサービスに係る経費になります。このサービスは、認定を受けずに、国が決めたチェックリストに該当した方もサービスが受けられるものになります。

決算説明資料の150ページ、表の一番上にあります訪問型サービス事業負担金ですが、令和元年度に比べて506万円ほど増になっている状況です。その下の通所型サービス事業負担金につきましては、こちらはデイサービス



に当たるものですが、要支援者の増加と一般介護予防事業の運動器機能向上継続支援事業が中止になった影響から、この事業を利用していた方の通所型サービスへの移行によりまして、利用者が増加となったことから1億1,950万円余、前年度より1,356万円余の増となっております。下から2つ目の事業高額医療合算サービス費は、総合事業と医療保険の両方のサービスを利用したときの自己負担額を年間で合算をしまして、高額になった場合に、自己負担の限度額を超えた部分を支給するという仕組みになっております。令和2年度はコロナの影響により、医療機関の受診機会が少なくなったことから、減額になったものと推測しております。

決算書334、335ページにお戻りください。こちらの2つ目の白丸、介護予防ケアマネジメント事業になります。こちらは主に介護予防ケアマネジメント委託料になりますが、総合事業分のサービス計画の作成を中央地域包括支援センター以外の居宅介護支援事業所に委託した分になります。決算説明資料の150ページ下段の表に、中央包括分と委託分を記載しております。こちらを御覧いただきますと、令和2年度に西部包括支援センターが新設されたわけですが、それまで中央地域包括支援センターが直営で行っていた分の一部委託をした状況になりますので、こちらにつきましては増額になっております。

決算書335ページの審査支払手数料につきましては、総合事業のサービス費に係る審査及び支払い事務に要する国保連合会への手数料となります。

次に、2目一般介護予防事業費、1つ目の白丸、一般介護予防事業は、65歳以上の高齢者に対しまして、介護予防の啓発や筋力低下の防止、機能維持、改善を目的に、地区や区単位で行う介護予防事業に係る費用になります。

決算説明資料151ページの上段の表を御覧ください。いきいき貯筋倶楽部は、各地区において、筋力低下を防ぐための教室を開催しております。元気づくり広場活動支援事業は、各区で行われるミニデイサービス、元気づくり広場の指導等を社会福祉協議会に委託しているものです。運動器機能向上継続事業につきましては、総合事業のサービスCが終了した方の継続要望が強く、開設したのですが、こちらは国のメニューには載っていないものです。これが、令和2年度は2クール実施の予定でしたが、新型コロナウイルスの影響で、事業委託先の桔梗ヶ原病院で事業を行うことが困難になったため、1クールで終了となっております。このように一般介護予防事業は、コロナの影響から事業を中止せざるを得ない期間もありましたが、高齢者の外出機会や運動の機会が減ることによる心身の衰えを予防する意味から、実施回数や教室の参加人数を減らすなどの工夫をしながら実施を行いました。

決算書334、335ページの2項包括的支援事業及び任意事業費1目包括的支援事業費になります。こちらは主に地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護事業、ケアマネジメント支援などを包括的に行う事業になります。備考欄1つ目の白丸、職員給与費と、次の336、337ページの備考欄1つ目の白丸、包括的支援事業の2つ目の黒ポツ、会計年度任用職員報酬は、中央包括支援センターの職員の人件費になります。下から5つ目の黒ポツ、北部地域包括支援センター運營業務委託料は社会福祉法人恵和会に、その下の黒ポツ、西部地域包括支援センター運營業務委託料は、令和2年度に開設しました社会福祉協議会に委託した各地域包括支援センターの委託料になります。

2つ目の白丸、地域包括ケアシステム推進事業は、地域の関係機関で高齢者を支える仕組み、地域包括ケアシステム構築のための事業になります。医療、介護の連携や地域での課題について話し合う地域ケア推進会議の推

進になります。一番下の黒ポツ、口腔ケア推進事業委託料は、平成30年度に健康づくり課から移管になりました。訪問歯科検診の歯科医師会への委託料になります。

2目任意事業費になります。任意事業につきましては、地域の実情に応じた市町村独自の高齢者を支援するための事業になります。決算説明資料は152ページになります。決算書の備考欄2つ目の白丸、介護相談員派遣事業につきましては、介護相談員7名が定期的に介護保険の事業所を訪問しまして、利用者のお話を聞き、サービスの向上につなげるというものです。主に相談員の報酬になります。コロナの影響で、訪問回数が前年度より半数減りまして、33万円ほど減額になっております。

3つ目の白丸、介護給付費等適正化事業は、介護サービスの利用者に対する適正な介護サービスの確保と不適切な給付が削減されるように、サービスを利用した方が給付費の通知を受け取り、利用した介護サービスの内容や費用額などを確認していただきまして、サービスへの理解を深めていただくことによって、介護給付費の適正化を図るための経費としております。

決算書338、339ページを御覧ください。1つ目の白丸、家族介護支援事業は、在宅で要介護者を介護される家族支援者に対して軽減をするための経費となります。

2つ目の白丸、成年後見制度利用支援事業は、低所得者の高齢者4人の市長申立てによる、成年後見制度申立てに係る経費となります。

次の白丸、配食サービス事業の配食サービス事業委託料は、栄養改善が必要なひとり暮らしの高齢者の自宅に、安否確認を兼ねて食事を届けるサービスの委託に係る費用になります。前年度と比べて利用者が減ったことによりまして、配食数が減り、減額となっております。

最後の白丸、認知症総合支援事業につきましては、増加する認知症に対する知識の普及や支援体制の構築、認知症介護者の負担軽減を図るための経費となります。令和2年度に、ふれあいセンター東部に認知症カフェが開設されました。認知症総合支援事業の一番下の黒ポツ、認知症カフェ事業補助金1件ということで5万円を計上しております。

次の4款1項1目第1号被保険者保険料過年度還付金ですが、保険料過年度還付金につきましては、過年度の介護保険料の還付を行ったものです。

次の5款1項1目介護予防支援事業費を御覧ください。備考欄の一番上の白丸、介護予防支援事業事務費につきましては、中央地域包括支援センターが行っている要支援認定者に対する介護予防のマネジメント事業になります。決算説明資料152ページ下段になります。決算書、上から7つ目の黒ポツ、介護予防ケアプラン作成委託料につきましては、要支援の方のプランの外部事業所への委託料になります。令和2年度4月に西部地域包括支援センターが開設されたことによりまして、地域包括支援センターの担当圏域と職員が減りまして、前年度と比較をしまして、直営の件数とほかの居宅介護事業所への委託件数が減少をしております。

決算書340、341ページを御覧ください。6款1項1目介護保険支払準備基金積立金、備考欄の白丸、基金積立金の介護保険支払準備基金積立金は、積立金97万204円を基金に積み立てたものになります。

それでは、歳入について御説明いたします。決算書の318、319ページをお開きください。決算説明資料は147ページになります。1款1項1目第1号被保険者保険料になります。備考欄を御覧ください。全体の保険料収納率は99.17%。昨年度の98.36%と比較しまして、0.81%の増となっております。現年度分につきましては、

99.66%で0.03%の増。滞納繰越分は34.91%で、前年度比が4.87%の増となっております。

3款1項1目介護給付費負担金になりますが、こちらは介護給付費に対する交付になります。

次の2目後期高齢者医療制度事業費負担金になります。年度当初に、国庫負担金としまして400万円を計上しておりましたが、後期高齢者医療広域連合からの負担金となりますので、年度内での雑入の科目に組替えを行っております。

次の2項1目調整交付金につきましては、財政調整交付金として地域の高齢化の状況に応じて国から配分され、介護保険の財政の調整を図るものです。

2目地域支援総合事業交付金につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業に充てられるものです。交付割合は25%になります。

3目地域支援包括的支援事業及び任意事業交付金につきましては、次の320、321ページの1つ目の任意事業の交付金と合わせて、38.5%の交付割合となっております。

4目保険者機能強化推進交付金につきましては、平成30年度から始まったものですが、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取り組みの推進のために、保険者の機能を評価し、点数化し、それに応じて交付金が出るというものになります。

5目介護保険システム整備費補助金につきましては、介護保険報酬改定等に伴うシステム改修の補助金となります。

6目介護保険災害等臨時特例補助金につきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして、事業等の収入や給与の収入等の減額のために、保険料の減免を申請した者に対する減免措置。こちら49人の対象となります。

次に、4款支払基金交付金ですが、こちらは40歳から64歳までの第2号被保険者が加入する保険料の交付金となります。

5款県支出金は、こちらも法定割合で交付になります。

6款繰入金を御覧ください。一般会計からの繰入金になります。1項一般会計繰入金の1目から3目までは、県と同じ法定割合の市の負担分になります。

4目保険料軽減繰入金につきましては、低所得者への保険料軽減について繰り入れたものです。

7款1項1目繰越金につきましては、324、325ページとなります。こちらは前年度からの繰越金になります。

8款諸収入、324、325ページですが、3項総合事業費収入1目総合事業費負担金につきましては、説明欄の黒ボツ、住所地特例対象者ケアマネジメント負担金につきましては、市外からの利用者がサービスを受けたときに、プランを立てたことによって、保険者の自治体から報酬を受けるものになります。

9款サービス収入1項1目介護予防居宅サービス収入の黒ボツ、介護予防サービス計画費収入は1,135万4,000円余ですが、中央地域包括センターで行っているプランの作成に対する報酬になります。私からの説明は以上です。

○**委員長** それでは、説明を受けました令和2年度塩尻市介護保険事業特別会計の質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**古畑秀夫委員** いろいろ先ほどから聞いていると、新型コロナの関係で出控えたり、特定健診も受けないとか、いきいき貯筋倶楽部への参加が少なくなったということで、これから介護が必要な人が増えてくるのではないかと

という心配もあるわけですが、新型コロナの影響で、今後どのように高齢者が受けていくのかどうかという見通しが分かりましたら、お願いします。

○**長寿課長** 高齢者が外出を控えてしまうというような状況もありまして、フレイル状態になっている高齢者が徐々に増えている状況であります。そういったことで、サービスを使う方が増えてくるかと思いますが、介護予防を自宅でもできるような、いきいき貯筋倶楽部のDVDでいきいき体操を啓発したり、介護予防には力を入れていきたいと考えております。

○**古畑秀夫委員** ぜひ、そんなことを工夫しながら、介護予防をできる限りして、介護保険にかからなくて済むような状況をつくっていただきたいと思います。

○**委員長** ほかにありますか。

○**柴田博委員** 決算説明資料の150ページ一番下の表ですけれども、総合事業サービス計画作成の状況ということですが、上の2行で、中央包括の直営分と一部委託15事業所分とあります。この一部委託15事業所というのは、どういう意味ですか。

○**長寿課長** 中央地域包括支援センターの職員が直営で計画を立てるものと、ほかの居宅支援事業所のケアマネジャーたちに要支援の方のプランを立てていただいて、支援をしていただくようにしているもので、それを委託しているものです。

○**柴田博委員** 初めに相談に来られた方は、中央包括の直営の部分に行って、それを事業所に回すという意味ですか。そうではなくて、初めから事業所に相談に来ていただいた方は、その事業所で計画までつくるという意味ですか。その辺どちらですか。

○**長寿課長** 一旦、中央包括で相談を受けまして、それをお願いできる事業所にお送りをして、計画をつくっていただくという形です。

○**柴田博委員** それから、決算書の335ページの真ん中あたりの介護予防・日常生活支援サービス事業で、説明の中で、要支援の方だけではなくて、チェックリストをつけた方も対象となるという説明があったのですが、要支援の方で総合事業を受けている方と、チェックリストだけでやっている方のそれぞれの人数等について、お願いします。

○**長寿課長** 今数字を確認しておりますので、後ほど回答させていただきます。

○**委員長** ほかのことはよろしいですか。

○**丸山寿子委員** 先ほども質問で出ましたけれど、コロナの影響で外出ができないとか、人に会うことができなくて、認知症なども進むのではないかと危惧されているところです。335ページの一般介護予防事業を元気づくり広場等でやっていただいて、地域の高齢者の状況も把握していただいているわけですが、コロナの影響で開催ができなかったりして、そういう中で計画を立てたものは、集まってできなかったけれども、例えば花の寄せ植えだったら花だけ届けていただくとか、そのようなことも工夫していただいているのですけれども、現状の中で、地域とはそういったことで、市に御相談といったことはないでしょうか。

○**介護予防係長** 今の御質問は、活動ができなくて、それについての相談ということでよろしいでしょうか。

○**丸山寿子委員** 曖昧な質問で申し訳ないですけど、各地区も結構苦しんで悩んでいるところがあって、認知症などが増えても困るのですが、情報交換と言いますか、こういう工夫してよかった例とかそういったことの情

報提供とか、そういったことはあるのかないのか。

○長寿課長 元気づくり広場につきましては、社会福祉協議会に委託させていただいている事業ですけれども、個々の相談や区の相談につきましては、実際には、社会福祉協議会のほうには相談があるかと思いますが、こちらでは1つずつの確認はできておりません。

○丸山寿子委員 337 ページの上から2つ目の白丸、地域包括ケアシステム推進事業の中で、口腔ケア推進事業委託料とあります。口腔ケアが必要で大切だということを前から市でも言うておりますが、このコロナ禍の中で、この事業、昨年ほどどのように行ってきたのかについて教えてください。

○長寿課長 係長から回答させていただきます。

○介護予防係長 口腔ケア推進事業は、訪問歯科健診を主に行っている事業にはなりません。昨年、緊急事態宣言があった時期は中止にさせていただいたのですけれども、緊急事態宣言が明けてからは、感染予防対策に注意して行うということで、全部で22回あったうち、回数は減らしたのですが、85人予定していたところを、実際の回数の中で人数を増やして対応しまして、82人できたという状況であります。訪問歯科健診は個別のお宅に実際に行っているのですけれども、事前に歯科衛生士が相談を受けた方を訪問しまして、それで訪問歯科健診につなげたほうがいいのか、緊急的に受診につなげたほうがいいのかということ一旦把握して、訪問歯科健診で対応する方については対応させているような状況です。感染予防対策は、本人の健康状況を確認して、歯科衛生士と医師2人で行っている状況です。

○丸山寿子委員 細かい質問ばかりで申し訳ないですが、339 ページの認知症総合支援事業の認知症カフェということで、東部で1件、認知症カフェができたということですが、この5万円というのは、できて初めてのときに補助金として出されるものと考えればよろしいでしょうか。1回5万円ということではよかったですか。

○長寿課長 この5万円につきましては、開設した年に、開設の補助としまして5万円をお渡ししております。2年目までは2万円の運営費ということでお渡ししています。

○丸山寿子委員 認知症カフェが身近なところにたくさんあることが本当は理想だと思うのですが、今のところ、ふれあいセンター洗馬とふれあいセンター広丘が定期的にやっているとありますが、大門に一度できるというような話も聞いたのですが、そこはどうなったのか。それから、ふれあいセンター広丘だったか社会福祉協議会がやっているのかどうかなのですが、ふれあいセンター洗馬の場合は全く市民の有資格者というか、かつて関わっていた方がやってくださっていますけれども、結構運営は大変だと思います。お茶代を100円ずつもらうとか、そのくらいはやっているにしても。なので、2年目以降も、しっかり市でも応援してもらうことで、開設の場所も増えるのではないかと思います。そういうことの考えはないかどうか教えてください。

○長寿課長 確かに支える方がたくさん必要にはなってくるものだと思います。運営に対する補助金につきましては、現在のところ、引き続きということで計画はしておりませんが、今後、ステップアップ講座を受けました方が支える側として、人材を多くしていくというところで、地域の活動については支えていきたいと思っております。

○委員長 ほかにありますか。

○副委員長 3点お願いします。まず、決算説明資料の146 ページ、(2)の認定者の要介護度の推移の説明がさっきありましたが、平成28年度からの推移を見ると、要介護度4と5が前年度まで減ってきているという説明

で、数字はそうになっていますが、これは本当にそういう傾向と読んでいいのか、あるいはこの傾向は全国的な傾向でそうになっているのかというのが1点。1つずつお願いします。聞いたのはなぜかという、認定のハードルが高くなっているのではないかという心配です。ものさしが高くなって、結果、下がっているということがあるのではないかという心配はありませんか。

○**長寿課長** まず、認定の4と5が減ってきているというのがその事実だと思うのですが、認定をつけるときの基準が厳しいとか、緩いとかいうことにつきましては、基準というものは全国的に決まっているものですので、それに沿って認定調査により判定をしておりますので、特段地区によっての差はないものと考えております。

○**副委員長** それだったらいいですが、結果、受けられるサービスが減るということにつながって、結構深刻なことにならないかという心配。それから、先ほど古畑委員からもあった、コロナでもって、総合支援事業だとか介護に行く前の人たちのケアが足りていないという心配があって、すると、この数値が減っているかというのが、本当にそうかというのが心配になります。

それと、151ページの上の表の運動機能向上継続事業は、コロナで、対象の桔梗ヶ原病院の施設の都合だと思うのですが、そういう講座ができないということで、前年177回あったものが、1回に減ったということですが、需要が減ったということではない。家から出られないとか、サービス事業者が受け入れてくれないということなので、そういうことが心配になるのですが、これは桔梗ヶ原病院の都合で講座をやめてしまったということ。今後、それもなくなるという、これが心配なのですが、実情はどうですか。

○**長寿課長** まず、最初のサービスが受けられないかということにつきましては、認定がついた方のサービスについては、必要なサービスを提供するというので、その方に合ったサービスは十分にできているのではないかと考えております。

もう1つの、事業者によって事業のサービスが提供できなくなったという、桔梗ヶ原病院の事業の中止につきましては、こちらを利用されていた方は、総合事業の通所介護のところに移行している方が多く、決してサービスが提供できなくて困っているということでは、全ての方がそういう状態ではないと考えております。

○**副委員長** 分かりました。もう1点だけ。337ページの口腔ケアを頑張ってやっていただいていることもよく聞いています。それと、医療介護連携協議会含めて、医療の先生方と市役所の職員、それと介護現場の皆さんが、非常に熱心に取り組んでおられるということも聞いています。だとすると、口腔ケアが現場で地に着いた形になってきて、この協議会の中で、次のテーマは何かということは研究されていますでしょうか。口腔ケアだけで済む話ではなくて、医療介護連携協議会にはもっと発展的にやっていっていただきたい。

○**長寿課長** 今、補助金も頂きながら、口腔ケアの事業を行っておりますけれども、健康づくり課との一体化の健康推進ということも考えて実施しておりますので、口腔ケアだけに限らず、栄養の面も、いきいき貯筋倶楽部の事業では、栄養と運動ということもやっておりますので、そのような点からも、医療と介護が連携をしながら、口腔ケアだけでなく、運動も食事も推進をしていきたいと思っております。

○**副委員長** 分かりました。食事のほうもぜひ進めていただくのと、もう1つ、オンライン診療だとか、今心配なのは、コロナで出られない、実は介護が必要だという人がいるのではないか。実際私もそういう人を聞いている実情がある。だとすると、医療と介護の連携のところで、しっかり密にそこをやっていただいて、そういった体制づくりやシステムづくりを、これはぜひ早急に研究していただけないかという気がしますが、いかがですか。

○健康福祉事業部長 オンライン診療等につきましては、地域医療の確保という面もありまして、今後、檜川診療所のこともありますけれど、そういう面も含めまして、研究、検討をしていきたいと考えております。

○副委員長 この協議会は前向きな協議会だと聞いていますので、関係者が集まる場面で、ぜひ検討テーマにしていただきたいと、要望にさせていただきます。

○委員長 ほかにありますか。柴田委員の答弁いいですか。

○長寿課長 チェックリストのみで事業を利用されている方の人数なのですが、128名がチェックリストのみで総合事業のサービスを利用しているということになります。

○柴田博委員 チェックリストだけの人と、要介護認定を受けて、要支援になった人が受けているものはどうですか。

○長寿課長 要支援で認定を受けた方の人数は、146ページに載っています。令和2年度の要支援1が493人と要支援2が706人、こちらがその人数になります。

○柴田博委員 そうではなくて、総合事業を受けている人の中で、チェックリストだけで受けている人と要支援の方で総合事業を受けている人もいるわけですよね。要支援の方全部の数ではなくて。

○長寿課長 今確認ができている数字が、チェックリストのみで利用されている128人を確認しておりますので、そのほかで要支援になった方が総合事業を受けているということにつきましては、まだ確認ができておりません。

○柴田博委員 確認ができていないということですが、そういう方もいらっしゃるわけですよね。

○長寿課長 そういう方もいらっしゃいます。

○委員長 いいですか。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。

ないようですので、これより自由討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第4号令和2年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第4号につきましては、全員一致をもって認定すべきものと決しました。本日の審査はここまでといたします。

事務局から連絡事項をお願いします。

○事務局次長 事務局から連絡事項をさせていただきます。この後、会場の準備をさせていただいて、議会運営委員会を開催したいと思います。隣の全員協議会室になりますけれども、準備ができ次第、開催したいと思います。5分ほどお時間を頂ければと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長 では、以上で本日の日程は終了いたします。大変御苦労さまでした。

午後4時22分 閉会

令和3年9月17日（金）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

予算決算常任委員会委員長 中村 努 印